

## 支出項目

## 政務活動費

## 研修・会議費

No.1

30 月	年 日	内容	支出額 (円)	累計額 (円)
4	12	平成30年度第1回市町村議会議員特別セミナー	/ 36,250	36,250
4	16	全国地方議員社会保障研修会	/ 88,492	124,742
4	24	「自治体経営と内部統制」 (第1回：内部統制の基本)	/ 14,680	139,422
5	12	2018連続講座 「綻び見える日本の課題」 (第1回)	/ 6,300	145,722
5	14	第27回 地方×国 政策研究会	/ 8,680	154,402
5	22	平昌五輪から予測する2020年の東京 /	/ 4,940	159,342
7	4	平成30年度市町村議会議員研修 [3日間コース] 社会保障・社会福祉	/ 41,850	201,192
7	17	「自治体経営と内部統制」 (第3回：管理会計と意思決定) /	/ 14,680	215,872
8	21	「自治体財政研究会」 in丸の内 /	/ 18,680	234,552
8	24	第10回全国政策研究集会 /	/ 19,360	253,912
9	16	自由経済研究会2018 /	/ 43,480	297,392
10	11	第80回全国都市問題会議 /	/ 42,840	340,232
10	13	2018連続講座 「綻び見える日本の課題」 (第5回) /	/ 6,300	346,532
		合計	346,532 /	

# 出張旅費計算書

摘要	市民自治・新しい風 平成30年度第1回市町村議会議員 特別セミナー  全国市町村国際文化研修所 (滋賀県大津市唐崎2-13-1)  (政務活動費)	出張者 氏名	松島 幹子			
期日	平成30年4月12日から 平成30年4月13日まで 2日間	随行者 氏名				
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)
茅ヶ崎—小田原 (JR東海道本線)	1	1	25.3	7,340		12,400 /
小田原—京都 (JR新幹線ひかり)			429.7		5,060	
京都—唐崎 (JR湖西線)			14.0			
唐崎—京都 (JR湖西線)	1		14.0	7,340		12,400 /
京都—小田原 (JR新幹線ひかり)			429.7		5,060	
小田原—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			25.3			
計	2	1	938.0	14,680	10,120	(A) 24,800 /
日当	2	日 × @	2,400	(B)		4,800 /
研修費	1	日 × @	6,650	(C) 朝食・夕食・宿泊費含む		6,650 /
合計	(A)+(B)+(C) × 人		36,250 × 1	=	36,250 /	

# 領 収 書

市民自治・新しい風 様

金額 6,650 円

---

但し、

平成30年度第1回市町村議会議員特別セミナー

の 研修に要する経費

として上記の金額を領収いたしました。

平成30年4月9日

公益財団法人全国市町村研修財団  
全国市町村国際文化研修所  
分任出納役 

領収書No. 13

# 政務活動報告書

平成30年4月23日

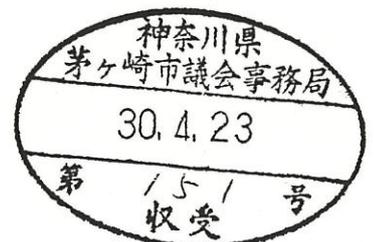
茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治・新しい風  
(氏名) 松島 幹子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年4月12日(木)～4月13日(金)
目的 地 (研 修 地)	全国市町村国際文化研修所 (滋賀県大津市唐崎2-13-1)

政務活動の結果(別紙のとおり)



# 平成30年度第一回市町村議員特別セミナー

日時 2018年4月12日(木)～13日(金)

場所 全国市町村国際文化研修所

報告者 松島 幹子

<要旨>

## 豊岡の挑戦

豊岡市長 中貝 宗治氏

豊岡市には大学がなく、高校卒業すると帰ってこない。若い人には、「社会的、経済的、文化的に貧しい地方」と「豊かな都市」というイメージがあると考えます。年齢、性別純移動率を分析しています。10代20代がぐんと減る。そして特に若い女性が帰ってこない(男性の50%は帰ってくるが女性は20%台しか帰ってこない)ことは深刻で、女性対策をしなくてはならない。豊岡では今まで女性が評価されていなかったのではないかと等、考えることが大切から始まった。地方創生は人口減少対策である。人口が減少するのは止められないが、それを和らげる事をする事である。人が減るのであれば外から人を連れてくる。観光は大切。豊岡では入込客より宿泊客を重視している。なぜならば宿泊客はよりお金を落としてくれるから。「地方は閉鎖的でチャンスも出番もない。」⇒「地方で暮らす価値の創造」をする必要がある。暮らしている人はわかっているからそこで暮らしている。しかし、若い人に向けてやる価値の創造をする必要がある。

移出率、純移出率を調べると豊岡市は宿泊と靴が多い。この2つの分野を大きく伸ばすという戦略をたてた。城崎温泉…閑散期をインバウンドで埋め、通年雇用の創生になりうる。カバンづくりの学校を作った。

観光=総合コミュニケーション。

ローカル&グローバルシティ・・・小さな世界都市を目指す。人口規模は小さくても世界の人々から尊敬され尊重される街。固有なものが輝く。小さな町でも直接世界とコンタクトできる。世界に通用する「ローカル」を磨く。

### 1. ローカル&グローバル

- ① 受け継いできたものを守り、伝え、引き継ぐ。電線の地中化、城崎夢花火(7/22-8/22毎日)、ベスト温泉タウン城崎。城崎温泉には6年間で40倍の宿泊客。そしてそのほとんどを個人客が占めている。
- ② 文化、芸術を発信し、創造する。あまり利用されていないホールを改装して劇団に無料で貸している。パフォーミングアーツに特化したレジデンス(住居。住宅。高級アパート・マンションなどの名に用いられることが多い)。24時間無料で使用可。条件は未完成でも良いから出来上がった作品の上演等「地域交流プログラム」を実施すること。この施設は赤字だけれど、街全体で元をとっている。城崎国際ア

ーツセンターには世界中から一流アーティストかせ来日している。「永楽館」は2008年に復活させた昔の芝居小屋。今は歌舞伎がこんなに間近で鑑賞できる場所は他にはないと公演チケットは即完売するようになった。イレーヌ・ジャコブはカンヌ国際映画祭の審査員だが来てくれて気に入ってくれたことから他の人へ豊岡の良さを伝えてくれて、更に広がっている。平田オリザさんも気に入ってくれて劇団の本拠地を豊岡へ移してくれている。

- ③ 環境問題の取り組みをしっかりとやる。コウノトリプロジェクト…コウノトリは湿地でエサをとる。田に一年中水を張ってもらう。おたまじゃくしがカエルに戻る時期まで水抜きを待ってもらうことでコウノトリのエサのカエルが育つ。農薬を減らす。湿地再生に合わせてコウノトリの羽数も伸びている。小学生が通学する横にコウノトリがいる昔の情景が戻った。2018年バードフェア イギリスで出店する予定。バードウォッチングは商売にもなる。コウノトリが育つ農法=「コウノトリ米」1キロ2000円で香港への輸出を始めた。トップセールスをしている。

※かばんは学校まで作った。若い人がたくさん入って来ている。

※ローカルを突き詰めた先にグローバルがある。

2. 情報発信…秘書広報課に情報戦略係を作った。知られなければ存在しないのと同じ。豊岡エキシビション・・・主催している。お招きするのは主にメディア関係者等230名。メディア招聘関係に約300万円かけているが、これによって国内11件、海外17件、豊岡の事を取り上げてくれた。掲載件数の推移は86件まで上がってきた。一心不乱に情報発信をしていれば確実に効果は出てくる。

豊岡に来た人に豊岡を知った理由を聞いた①紹介②ロンリープラネット③豊岡が世界に発信している VISIT KINOSAKI ①の紹介が最も多いということは来た人が大切という事。

3. データの収集と分析…地域の稼ぐ力を引き出す事。ローカル&グローバル マーケティング事業（選ばれる戦略）が必要。KDD と包括協定を結びユーザー行動分析を行っている。

2009年、副市長を全国公募した。副市長は2名。1名は市の職員。1名は民間から。公務員はどうしてもコスト意識、戦略は民間より低い。また、世の中の変化に敏感に反応することも苦手。それらを補ってくれる人、監督は市長、副市長はコーチ。優れたコーチを求め市長が訴えた。共同通信などを通じて全国発信した。その結果1371名が応募し1/1371で副市長が決まった。

また、インバウンドができる人材が市役所の職員にいなかったので楽天トラベルに人材派遣の打診をした。大交流課を設置し日本政府観光局（JNTO）、海外向けのFB用の情報を出す海外戦略担当の外国人を採用した。企業人は様々な企業から派遣してもらった。「目標値もなく、データもなくあなた方は仕事をしていたのですか？」等、良い意味で生意気な若い企業人が入って来て、プロセスの中で職員が鍛えられ、育ってき

た。

#### 4. ローカル&グローバル・コミュニケーション教育

- ① ふるさと教育
- ② 英語習得（幼・保～中・高まで）英語習得できるように独自の教育制度を設けている。
- ③ 演劇の授業…小学校6年と中学校1年で演劇的手法を用いたコミュニケーション教育を実施している。
- ④ 県立専門大学4年制の誘致…観光マネジメント科と文化マネジメント科を設置予定。
- ⑤ 保護者から子への卒業式での賞状渡しをしている。

「卒業おめでとう。飛んでけ 豊岡市民一同」・・・「あなたが帰りたくなる日を目指して私たちもこのまちで頑張ります。」というメッセージを伝えている。

※フランス人は特に20日間ぐらい旅行をする。行き先は着いてから決めたりするので、周りと繋がったほうがお互いを紹介したりされたりして得。

※コウノトリ米は1キロ2000円。（国内では1150円くらい）玄米30キロで農家には10700円。移送費やPR費等がかかるが、今後、転作奨励金はなくなる。価格競争はしない。さらに良い米を作る事を目指している。

※アーティスト、クリエイターの移住促進計画を進めている⇒まちのセンスがよくなる。まちが面白くなる。⇒若い人に来てもらえるのではないか。

※多様性のある街の中で女性は大切。豊岡は女性に選ばれないまちなのではないか？（若い人で豊岡に戻ってくるのは男性50%、女性26%）⇒女性に選ばれる街にしたい。

○豊岡市のHPは英語、フランス語、中国語、韓国語でかかっている。また、プロモーションビデオの上映がいくつかあったがとても良くできていた。豊岡市に観光で行きたくなった。

## 観光立国と地方創生～インバウンドが切り開く地域の未来

一般社団法人 日本インバウンド連合会理事長 中村好明氏

### <要旨>

今、シドニーの物価は日本の約3倍。ペットボトルの水1本450円。この25年間に日本はほとんど変わっていない。ヨーロッパは3倍になっている。

観光で売るものは暮らし。シドニーは、夕食はドレスアップして外食する=ライフスタイル。文化のクオリティを上げていかない限り観光立国はない。

戦略とは「既に起こっている未来を体系的に探す事」Strategy 体系的にとは、しらみつぶしに徹底的にという事。

2014年10月1日からなんでも免税になった。ドン・キホーテの売り上げは戦略的にやってきた結果、大幅に伸ばすことができた。

- シティプライド形成事業には公共哲学 Public Philosophy が必要。「米仕事」と「花仕事」が循環して持続可能な社会となる。「米仕事」とは、自分の田んぼを耕すことに代表される自分が食べるための経済活動。「花仕事」は社会への奉仕。村の橋、用水路の浚渫、祭りの準備などの事。
- まちづくりの5者
  - ① 若者
  - ② ばか者
  - ③ よそ者
  - ④ 切れ者
  - ⑤ ほんもの
- 地域のファンを国内外に創る・・・一人一人がファンづくりをする。  
国際交流人口をあげる。国際関係人口をあげる。国際関係人口が特に大切。この2つをさらに上げる。⇒リピーター化する。個人手配の個人客をどう増やすかが大切。  
例)「指宿の玉手箱」電車が通ると手を振る=地域との連携
- アテネ五輪の夢の跡・・・ギリシャの経済破たん引き金になった。滅ばない日本、ほろばない地域を創る。
- In-bound=日本に集まってくる人、モノ、カネ、情報のベクトルのすべて。日本の中に向かってくるもの。  
訪日観光、MICE（国際会議）、留学、就労、移民、越境EC、株式、不動産、事業投資等すべてのベクトルの事。金産業の総合政策。世界から呼びこんでくること。
- 観光<旅（たび）  
観光とは、トラベル&ツーリズム。国境を超えて様々な目的で活動する全部。  
レジャー+ビジネス出張+MICE+VFR（友人、親族訪問）  
MICEには東京オリンピック、パラリンピック、国際会議、ワールドカップなど  
観光の概念は「たび」とすべき。  
「たび」とは、度々（たびたび）、～するたび、再び（ふたたび）  
「たびとは家を離れて何かをする機会。可能性」
- 明治150年にあたる 明治になって変わったこと
  - ① こよみを変えた。太陽の暦に替えた。しかし、日本以外のアジアは月の暦。「春節」
  - ② 1878（明治11）年。自治の考え方をいったん壊した。大区小区制。もともと地方自治体はそれまで約7万あった。⇒明治に15000にした。その後昭和の大合併、平成の大合併と地方自治体を減らしてきた。昔の自治の歴史を知るべき。自分の住んでいる町はどんな町で名前だったのか。
  - ③ 神仏分離令

※Philosophy とは、本当の事を探る学問。我が町の事を知ることは重要。観光立国とは哲学立国でもある。

- Civic Pride とは、地域みずからの固有のライフスタイルを再発見し、よみがえらせ、磨き、高め、広め、引き継ぐこと
- 何がお金になるのか。先ず、Vision 理念（意識）があつて⇒価値となり⇒お金となる。ふるさと納税（GCF）（TCF）活用をしてほしい。今まではお礼の品でチョイスだったが、使い道でチョイスへ変わってきている。使い道でチョイスにすればどんな街にも可能性がある。ふるさとを磨くことに TCF を活用してほしい。
- 人口は減っているのではない。もとに戻っているのだ。
- 納税者人口が減っている。この先しばらく、当分の間は増えることはない。
- 観光立国&地方創生の成功条件  
前提は「地域住民全員が我が国の主権者であり、我が町の主権者であるという自覚を持ち、良い納税者になる事。」1円でもたくさん稼ぎ、1円でも多く税金を納めるという自覚が大切。
- 固有のライフスタイルを磨く⇒稼ぐ力、儲かる仕組み⇒雇用創出
- 泊まる理由を作ればお金は落ちる。泊まる理由は具体的に考える。夜のスーパー、ジャズライブ、英語が通じる小さな店等
- 東京オリンピック後、しばらくは不況が続いた。今回は以前のような不況が続くことはないと思う。
- 東京オリンピックに向けて準備しなくてはならない事
  - ① フードダイバーシティ（食の多様性）ベジ、ハラール対応。全人口の約3割は食のアレルギー、宗教など食に対して食べられないもの等がある。ビーガン等、それらの人に対応できる食の準備が必要。ベジ対応大豆唐揚げなど。
  - ② スポーツ振興・・・来た時にそのスポーツをやっていると交流ができる。そのための準備をしておく。その種目のスポーツ愛好家を作っておくことは大切。その後の交流につながる。
  - ③ 英語。コミュニケーションが取れることは重要。

観光・地域振興の在り方を考える～観光は地域を元気にできるか～

立教大学環境学部教授 東 徹氏

<要旨>

□ 氏は観光 ADR センター所長でもある。※観光 ADR センターについて・・・ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、民事の法的紛争を裁判以外の手段で解決する

方法。第三者の調整により、当事者同士が解決内容を合意する「調停」と、当事者が解決内容を第三者の判断に委ねる「仲裁」などがあるが、今回、同センターが行うのは「調停」になる。「観光に関するトラブルは日常的に多く発生しているはずだが、金額が軽微なことが多いこともあり、ほとんどの場合、正式な法的手段によらず、“泣き寝入り”や“ゴネ得”で片付けられているのが現状ではないか」(同大学)。旅館・ホテルや旅行会社など観光関係事業者と消費者との間のトラブルが対象。事業者、消費者双方から相談を受け付ける。ただ、事業者同士のトラブルは対象としない。

受け付けた相談は後日、弁護士が電話または面談で確認。調停になじむ案件であれば、調停申し立てを行ってもらおう。申し立て費用は税込み 5250 円。相談のみは無料となる。

時間と金がかかりすぎるといわれる裁判に変わる紛争解決の手法として、多くの需要が見込まれている。(観光ADRセンターについて 2012年5月19日 環境経済新聞より引用)

□ ADR とは、訴訟によらない問題解決の手続きである。

□ 立教大学は 1946 年からホテル講座を始めた。日本の観光学の先駆けとなった。箱根の富士屋ホテル、日光の金谷ホテルなどの寄附から始まった。

□ 観光とは、光を見る「光を示す」ことである。住む人が地域の光をよりよく自覚する⇒誇り、愛着が強くなる。そして、訪れる人にとっても地域の光をよりよく感じさせることである。⇒この経験価値である。

□ 住んでよし、訪れてよしの地域づくり。⇒これが観光立国基本法に書かれている。

□ 住んでいる人たちが自分たちの街の魅力をまず知ることから始まる。

□ 満足度とお得意さんになってリピーターになることは全く違う。

□ 住んでいる人がまず光を見る。まちを知ることが出発点である。

□ 観光とは、経験の価値である。

□ 住民が幸せになれない観光をやって何が良いんだ?

□ 「このまちの観光を良くしたかったら〇〇をやる。」⇒はあ?っという感じ。もしもそうしてその先に何かあるのか?観光とは何かを変えてやるものではない。

□ 良くお客様第一主義というけれど、この本来の意味は従業員家族を養わなくてはならない、従業員家族が大事だからお客様第一主義となる。それと同じで、観光はこのまちがよりよくなるために観光を利用しようという考え方が本来の考え方。

□ 「観光資源というものはいたるところに眠っている。それを観光対象にする仕方に問題がある」

□ あらゆるものが観光対象となる。エコツーリズム、グリーンツーリズム(農村観光)、生活文化観光、ヘルス・ツーリズム、医療観光、産業観光、ジオ・パーク(ジオパークは、地球・大地を意味するジオ(Geo)と公園を意味するパーク(Park)とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球(ジオ)を学び、丸ごと楽しむことができる場所)、シーニックバイウェイ(道路そのものを観光資源として活用するという新しい視点で、行政、住民、利用者、NPO が一体となり、地域の沿道景観や自然環境の保全・整備に取り組む活動)、被災

地ツアー?(語り部ツアー?)・・・あらゆるものが観光・集客資源になりうる。人も観光資源である。

□ 地域の多様性と威厳の偏在が観光魅力である。どこでも同じだと観光資源とならない。

□ 観光にとって「意味の付与」は大変重要。今あるものに意味を付与することによって観光対象となっている。例としてアニメの聖地⇒聖地巡礼(観光)の対象となっている。・・・住んでいる人にとっては意味が共有できない場合が多い。なぜ来るのか意味が分からないことがある。

□ 意味がある。後からくっつけている。アニメの舞台・・・意味が分かる人だけが楽しめる。意味をくっつけて地域資源を観光対象化することは重要。

□ 潜在的利用価値(ポテンシャル)の発見は重要。観光資源には①観光利用の可能性を持った地域資源②すでに観光利用の対象となっている資源がある。①を利用価値の顕在化(具体化)して市場に提供する商品化をしなくてはならない。

□ 観光とは旅行を伴う地産地消でもある。一般的な生産物の流通とは逆で、消費者が場所的・時間的へだたりに克服して便益が生産される場所・時期に近づいていくことである。

□ この時期、この地域にいるからこそ出会えるモノ・コトがもたらす効用を享受する、この時期、ここにいる意味が観光にとって大事である。=いまだけ、ここだけ、あなただけが享受できる価値=観光。

□ 観光=経験価値・・・思い出に残る出来事。地域で出会ったモノ・コト・人⇒体験が感動と共感となれば情緒を伴ったエピソードとして記憶に残る。

□ 「観光業」という業種はない。地域にお金を落とすではなく、地域にお金を回す仕組みとならざるべき。

□ 住民は受益者としての満足感と参画している満足感の2つがあるのが観光=住民がまちづくりの担い手である。

□ 住民は受益者として側面だけではなく、この町に住んでいてよかった。このまちの役に立っているんだという満足感が得られることが観光。観光は分かち合いでもある。

□ 地域らしさを見直し誇りを取り戻すことが観光。

□ 地域の素晴らしさを他から来た人と分かち合う。収益も分かち合う。人を多く分かち合う仕組み、巻き込む仕組み=自分の街は自分たちで作ろうという運動であり、まちづくりである。

□ 人口減少は交流人口で補おうという事でもある。

□ 行政で任せておけないから市民で立ち上がろうというのが「まちづくり」である。このゆびとまれの人となることが大切。

□ 外からの力で地域を豊かにしてもらおうというのは多くが失敗した。誘致企業を呼んでくる。補助金を取ってきて何かをつくる等の外来型開発は失敗してきた。域外から、資本、技術、経営ノウハウに優れた企業を誘致し、大規模な開発を行い、地域振興を図ろうとする地域開発の多くが失敗してきた。これら、外来型開発の問題点として

①外来資本の系列内取引により、地元企業との産業連関を構成しにくい。

②事業利益が域外へ漏出しやすく、地域に対する経済効果が小さい。

③大規模開発による環境破壊を引き起こす。

④環境や自もち雇用等の面で地域社会に対する責任の観念が薄い。

⑤地域の意志によるコントロールが難しい。

□ 持続可能な資源利用を!・・・資源は観光に使えるかもしれないけれど他にも使えるかもしれない。過去に100年以上続いた産業はあったらどうか?⇒ない。いま、たまたま観光をバトンとして受け取った。50年後の事は50年後の人に任せよ。偶然の産物である。地域の大事な宝物を次の世代に繋ごう。持続すべきは地域なのだ。観光も含めた多様な可能性を将来に向けて維持する事が大切。

□ 「住民の満足」と「観光客の満足」をどう両立するかが大事。住んでいる人がどうぞウェルカムと言えない観光ではダメ。住んでいる人が良いと思わないものには人は来ない。「よく来たね。見て行って、見て行って」でなければ人は来ない。

□ 「我々のまちはこんなまちで、外の人にもそれを発信したいよね。」…原点。

□ 観光は価値を約束する事でもある。こんなことがあるよ。こんなこともできるよ等。

□ まちづくりは住民が主体であり、観光集客による地域の活性化はまちづくりの課題の一つであり、住民の満足、誇り、愛着を生み出すことこそ優先課題である。そしてさらに他者の目を意識するまちづくりであり、訪れる人との交流を重視しなくてはならない。人も観光資源である。

□ 民泊には二つの側面がある。①手軽で安価な宿泊施設②宿泊供給が不足する問題にも対応する。②日本の暮らしにふれる、交流を楽しむ・・・宿泊＝目的、定見としての価値⇒これは地方にとって大きなチャンスとなる。

□ ありきたりの観光では満足しない観光客も出てきた。⇒もっと深く知りたい、住民と交流したい。⇒地域にとってはチャンスである。

□ 民泊については①健全なビジネスとして成立する②住民の生活環境を悪化させない。③訪日観光客のニーズに応える魅力ある宿泊コンテンツとして成立する事の3点が必要である。

□ 観光は経験価値を生み出す。＝観光だけでは終わらない関係性の構築が出来る。観光によって地域の恵みや持ち味、そこで培われ、鍛えられた知恵や技に呈する共感を生み出す⇒地域のファンやサポーターの増加⇒観光は「ゆかり・きずな人口」を増やす。このことによって観光は住民の住民に対する誇りや愛着を育む。

□ 地域を訪れる意味・泊まる理由を造り出すことが重要。

## 京菓子老舗女将のとおきの話

笹屋伊織 女将 京都観光おもてなし大使 田丸 みゆき氏

- ◆ 京都人は物をいただく時には3回は断る。断りながらコミュニケーションをとる文化がある。
- ◆ 感謝を忘れず・・・朝起きて、今日会う人の顔を想像する。こないだあつて時はどうだったか?会った時には、些細なことで良いから御礼からはいる。
- ◆ 心を残すお見送り・・・京都人だとわかっているが、京都人でないと全く振り返らない。見えなくなるまでお見送りをする。是非振り返ってほしい。
- ◆ お菓子の前に「京」がつく理由
  1. 神社仏閣のお祭りや供養などに使われる。
  2. 皇室を中心とした公家社会の贈答、儀式用
  3. 茶道発祥の地
  4. 最高級の原材料の宝庫

丹波大納言大豆、近江米、阿波の和三盆糖、吉野葛、寒天

五感の芸術 ①視覚 色や形を目で楽しむ。季節は先取り。清少納言(996-1025)枕草子では「すさまじきもの 3月4月の紅梅の着物」梅花は2月だから3月は遅い。季節は先取りする文化。

②嗅覚・・・香を楽しむ。奥ゆかしい日本の文化。移り香・・・香料は使っていない。たとえば桜餅は桜の葉っぱからの移り香を楽しむ。奥ゆかしい香り文化。

③触覚・・・歯触り、舌触りを楽しむ。④味覚 ⑤菓銘を聞いて楽しむ。

「菓銘」は文化。鶴の形のお菓子「寿ぎ」(ことほぎ)アジサイの花びらは4枚であることから紫陽花のお菓子は「よひらの花」・・・菓銘を聞いて楽しむのも京菓子の魅力。

「東風(こち)」は梅の花を代表する菓銘。・・・菅原道真(845-903)東風吹かば 匂いおこせよ梅の花 あるじ無しとて 春を忘るな

竜田川はもみじのお菓子の事 ちはやぶる 神代もきかず 竜田川 からくれないに水くくるとは (在原業平 825-880)・・・菓銘も楽しんでほしい。

最近の竜田川=もみじとわかるお客さんが少なくなってきたこともあってわかりやすい前に変わってきている。

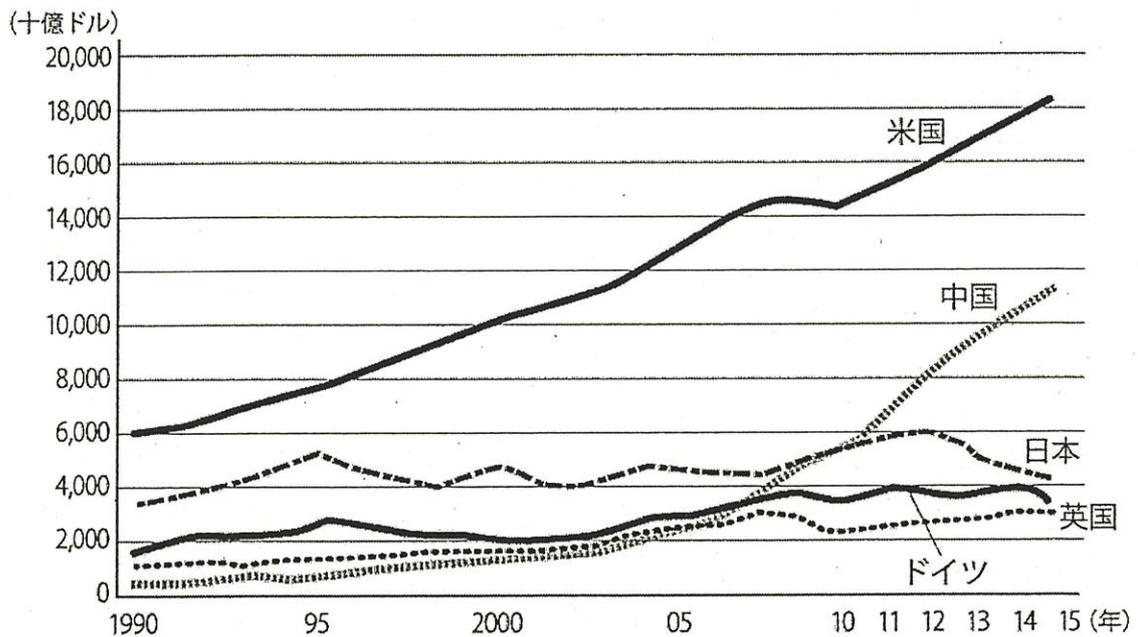
- ◆ 日本のお菓子には祈りが込められている

柏餅・・・柏の葉は武家には植えられていた。柏の葉は新芽が出るまで落ちない。武家では戦で主が亡くなった後、跡継ぎがいなければその家は取り壊しとなった。柏餅、ちまきは、子供の成長と子孫繁栄を願うお菓子。お米一粒にも神様が宿っている。小豆は赤い豆なので厄除け。

おもてなしとはお役立ち・・・①ケチにならない。「自分の利益ばかりは結局は損」情報のケチ、能力のケチ、ご縁のケチ。②お名前をお呼びする。

<研修を終えて>

観光についてしっかり2日間学ぶことができました。観光立国推進基本法の基本理念1には「観光立国の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に講ぜられなければならない。」とある。これは最も重要であり、いまの暮らし方を守りながら、茅ヶ崎市の良い所を探してまちづくりの観点で住民主導で行うべきもので、現在、懸案となっている「茅ヶ崎ゴルフ場」についても「134号線活性化会議」で話し合われている何かを作って賑わい創出しようというのでは失敗するだろう。住民の今の暮らしをさらに豊かにすべきであり、その「豊か」、住民が望む「豊か」とは、緑が多いことである。緑を残すためにはどうすれば良いか、方策を考えるべきである。



GDPの推移を引用した。(ネットより)「失われた25年」という言葉を実感するこの頃である。日本の一人当たりのGDPは先進国最低だと言われている。講師の話のように、「地域住民全員が我が国の主権者であり、我が町の主権者であるという自覚を持ち、良い納税者になる事。1円でもたくさん稼ぎ、1円でも多く税金を納めるという自覚が大切。」だと痛切した。また、豊岡市の市長の話聞きながら、我が茅ヶ崎市は、戦略もなく目標値もなくただ漫然とホノルルフェスティバルに参加するだけでは何の役にも立たない、ムダ税金だと感じた。茅ヶ崎市の誇りをとり戻さなくてはならない。住んでよしのまちにしなくてはならない。

## 出張旅費計算書

経路	日数	泊数	キロ数	運賃 (円)	急行料金 (円)	金額 (円)
茅ヶ崎—小田原 (JR東海道本線)	3	2	25.3	7,880	5,060	13,220 /
小田原—新大阪 (JR新幹線ひかり)			468.7			
新大阪—なんば (大阪メトロ御堂筋線)			7.6	280		
なんば—新大阪 (大阪メトロ御堂筋線)			7.6	280		
新大阪—小田原 (JR新幹線ひかり)			468.7	7,880	5,060	13,220 /
小田原—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			25.3			
計	3	2	1,003.2	16,320	10,120	(A) 26,440 /
日当	3	日 × @	2,400	(B)	7,200 /	
研修費	3	日 × @	10,000	(C)	30,000 /	
宿泊料	2	日 × @	9,426	(D)	18,852 /	
朝食代	2	日 × @	1,000	(E)	2,000 /	
夕食代	2	日 × @	2,000	(F)	4,000 /	
合計	(A)+(B)+(C)+(D)+(E)+(F) 人		88,492 × 1	=	88,492 /	

摘要  
市民自治・新しい風  
全国地方議員社会保障研修会  
大阪府保険医協会MDホール (大阪府大  
阪市浪速区幸町1-2-33)

出張者  
氏名  
松島 幹子

期日  
平成30年4月16日 (月) から  
平成30年4月18日 (水) まで  
(全3日間)

随行者  
氏名

領 収 証

市民自治 新い風 様 No. \_\_\_\_\_

¥ 30,000.-

但 全国地方議員社会保障研修会 参加費

入金日 2018年 4 月 16 日 上記正に領収いたしました

収 入  
印 紙

内訳  
税抜金額  
消費税額等 ( %)

大阪社会保障推進協議会  
〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 全国労働会館内  
TEL 06-6354-8662  
FAX 06-6357-0846

NO. 238580

# 宿 泊 証 明 書

平成 30 年 4 月 17 日

松島 幹子 様

ドリーイン PREMIUM なんば

〒542-0082

大阪府大阪市中央区島之内 2-14-23

TEL : 06-6214-6489

FAX : 06-6214-6188

担当 : XXXXXXXXXX



下記の日程にてご宿泊されましたことを証明いたします。

記

ご宿泊者名 : 松島 幹子 様(計 1 名)

ご宿泊日 : 平成 30 年 4 月 16 日(月)から

平成 30 年 4 月 18 日(水)まで

計 2 泊 朝食なし

以上

追記 お支払いは Expedia 経由にて



## お客様の領収書

市民自治・新しい風

エクスペディア旅程番号 : 7332927129252

ホテル

天然温泉 夕霧の湯 ドーミーインPREMIUMなんば

2-14-23 Shimanouchi Chuo-ku, Osaka, Osaka-fu, 542-0082 日本

チェックイン : 2018/4/16

チェックアウト : 2018/4/18

宿泊日数 : 2

部屋タイプ : シングルルーム 禁煙 (Shower booth)

部屋数 : 1

客室料金 : ￥18,852

税およびサービス料\* : 込み

---

**お支払い済みの合計料金 : ￥18,852**

AAE Travel Pte. Ltd.

8 Marina Boulevard

#05-02, Marina Bay Financial Centre Tower 1

Singapore 018981

予約日 : 2018/2/27

領収書発行日 : 2018/4/18

# 政務活動報告書

平成30年12月14日

茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治・新しい風  
(氏名) 松島 幹子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年4月16日(月)から同月18日(水)まで
目的 地 (研 修 地)	大阪府保険医協会MDホール (大阪市浪速区幸町1-2-33大阪府保険医会館1階)

政務活動の結果(別紙のとおり)



2018年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」

4月16日(月)12時～18時

4月17日(火)9時半～17時

4月18日(水)9時半～17時 の3日間

場所 大阪府保険医協会 MD ホール

3日間の研修会で6名の講師からそれぞれのテーマでみっちり学ぶことが出来た。議員活動にすぐに使うことが出来る知識を多く得ることが出来た。今後の議会活動に繋げてまいりたい。

「生活保護制度をめぐる動きと実務上の論点、自治体で取り組んでほしいこと」

講師 小久保 哲郎 先生(弁護士・生活保護問題対策全国会議事務局長)

報告者 松島幹子

<要旨>

□ 参考となる書籍として

①「生活保護手帳 2017年度版」中央法規・・・通知通達を体系的にまとめたもの

②「生活保護手帳別冊問答集 2017年度版」中央法規

この2冊に基づいて行われるべきだが、これを知らずに担当が行っている場合がある。この2冊は必携し「そんなことは〇〇ページに書いてあるでしょ。」というべき。

そのほか

「改定増補・生活保護法の解釈と運用」小山進次郎・・・昭和25年立法した人が書いた本でバイブル的本。

□ 生活保護法の基本原理

①憲法25条(生存権)

②生活保護法1条(国家責任の原理)・・・以前は欠格事項があったが、今はないがあるかのよう  
に窓口対応して問題となっている。

②生活保護法2条(無差別平等の原理)

以前は欠格事項として働かない人、品行不良の人というのがあったが、なくなった。

□ 申請のプロセス・・・申請してから原則14日以内、例外30日以内。理由を付した書面による通知をしなくてはならないとされている。問題となる水際作戦は、申請権があるのに「相談」という形で追い返す。申請をすると調査をして判断しなくてはならない。申請があれば調査応答する義務がある。受理するという概念はない。

□ 口頭申請に関する裁判例では申請意思が客観的に明確でなければこれを申請と認めることはできないとなっている。「私は申請したいです。」とはっきり言えば認められる。

□ 申請の書式はないので、チラシの裏に名前と申請の意志を書いて持っていけば申請したことになる。

□ 窓口には助言、意思確認、申請援助義務がある。申請権侵害があれば、慰謝料、損害賠

償、弁護士料、補助費相当額等の支払い義務がある。・・・故意または過失により申請権を侵害する行為をした場合には、業務上の義務違反として、これによって生じた損害について賠償する責任が認められる。

□ 論点となるのは「扶養義務者(親・子・兄弟)に援助してもらいなさい。」絶対的扶養義務者は夫婦、子、兄弟。3親等内の親族は例外的、家庭裁判所が「特別の事情がある」と認めた場合だけであり、ほとんどありえない。しかし、「扶養義務の履行が期待できない者」に対する直接照会は不要となっている。

「扶養義務の履行が期待できない者」とは、長期入院者、主たる生計維持者ではない非稼働者、未成年、おおむね70歳以上の高齢者等、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養できない者⇒20年間音信不通等。夫のDVから逃れてきた母子等、当該扶養義務者に扶養を求める事により明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められるもの。

□ 稼働能力活用の意思の有無については「真正なものであることを必要とする。(東京)⇒「真摯な意思」を要求し、単に求人倍率を考慮する現行実施要領は違法。裁判例ではすべて原告側が勝利している。

□ 法27条(指導及び指示)について・・・保護の目的に必要なこと、最少最低限であること、本人の努力によって実現可能であることが必要で、これに反する指導指示は違法無効。その適用に当たっては極めて慎重であるべき。

□ 不利益処分について 行政手続法第14条では、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分したのかを理由を書面により示さなくてはならない。

□ 持ち家がある場合・・・局長通知(手帳207ページから)最高額3341万円(東京)、最低額2018万円(宮崎県)、ほとんどの場合は処分せずに保護を受けることが出来る。しかし、「うちは一律500万円になっている」等とんでもない窓口がある。ローンがある場合は繰り延べかおこなわれている、または返済期間が短期かつ小額な場合には認められる。65歳以上でリバースモーゲージの借り入れは優先させるの通知はある。

□ バイクは125cc以下は原則認められる。

□ 身障者が車を日常的に使ってはならないという間違った指導がある。⇒使ってよい。

□ ホームレスでも受けられる⇒今その人がいる場所で受ける。実施責任。法19条。

□ 生活保護者に収入がある場合・・・すべての額が控除されるのではない。就労収入月3万円ならば16400円控除、5万円なら18400円が控除となる等、場合場合によって計算されて控除される。申告義務を怠れば保護費の返還を求められる。しかし、場合によっては安易な全額返還に警笛を鳴らす裁判例もある。

□ 明石市は過誤払による払い過ぎの場合は全額返還を免除するとしている。

□ 事故で保険金が入った場合・・・自立更生計画を立てて免除してくれと交渉することが出来る。ニーズの聞き取りをして積み上げをして返還免除の交渉をすることとなる。

□ 小田原市のHPには返還免除について詳しく書いてある。

□ 高校生のアルバイト・・・不申告だと不正受給だが、申告すれば基礎控除、未成年者控除があり、残額はクラブ活動費、修学旅行費、学習塾費、自動車免許取得費などに使える。・・・5万円くらいのバイト料だったら全額免除となる。

□ 資産活用については、資産の売却を原則とするが、その資産が最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも所有していたほうが生活維持及び自立の助長に実効が上がっているもの、処分することが出来ないかまたは著しく困難なものは別。

□ 資産活用についての判断基準で判断が難しい場合はケース診断会議等において総合的に検討を行う事となっている。

□ ケース診断会議等の検討に付する目安は、局長通知に示している。

□ 「通勤用自動車保有について」・・・認められる場合・・・障害者が通勤する。公共交通の利用が著しく困難な地域の場合、深夜勤務等の場合などがある。失業によって保護の人には1年間は最大認められる。

□ パニック障害で通院は電車に乗れないので車の所有が認められる。そのほか、化学物質過敏症なども認められる。障害者認定を受けていることが前提とされていないので医師の診断書があれば認められる。

□ 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、

①入院患者が実施期間の指導に基づいて退院する場合

②実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃よりも低額な住居に転居する場合。

③退職等により社宅等から転居する場合。

④社会福祉施設等から対処するに際する場合

⑤病気療養上著しく環境が悪いと認められる場合

⑥住宅が確保できない為、親せき、知人宅に一時的に寄宿していた場合

⑦家主が相当の理由を持って立ち退きを要求しやむを得ず転居する場合。等。

□ 扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取することは申請権の侵害には当たらないが「扶養義務者と相談してからでない」と申請を受け付けない。」というのは申請権の侵害に当たる恐れがある。

□ 文書による扶養義務者への照会等の扶養能力調査は「扶養義務の履行が期待できる」と判断されるものに対して行うものであることに注意する必要がある。＝しなくてもよい。

□ 2012年自民党の選挙公約・・・「生活保護者の給付水準を10%引き下げます。」⇒その結果、合計670億円が削減された。平均6.5%最大10%で前代未聞の削減幅だった。96%の世帯が削減。

□ 670億円のうち580億円はデフレを考慮して厚労省が削減した。しかし、これまで物価が上がった時には考慮されていない。

□ こどもの貧困対策に逆行しており、延べ35万人の子どもに不利益。児童養育加算は月1.5万円⇒1万円へ。母子加算 月2.1万円⇒1.7万円へ。学習支援費は廃止して(高校生で月5150円の定額支援)、クラブ活動費のみ実質支給へ。

- 生活保護の「捕捉率」は1~2割。・・・つまり受けるべきなのに受けていない人がたくさんいる。
- 問題点として「働かずに大学へ行く」＝「稼働能力賦活用」としていることである。なので、子どもはアルバイトと奨学金で大学へ行くしかない。
- 一歩ずつ前進している。たとえば、①奨学金を大学の受験料と入学金に充てる事を容認  
②入学一時金支給、世帯分離に伴う扶助費の減額をやめる。⇒世帯分のそのものをやめることが必要である。
- 補足率の調査・向上義務・・・ヨーロッパでは明記されている。
- 福祉事務所の職員体制、専門性の欠如の問題がある。大阪府堺市では7割を専門職採用している。社会福祉士取得率は全国平均10.9%、精神保健福祉士取得率は全国平均1.5%(2012年)、CW一人当たり担当数の全国平均89.4世帯(法が定めるのは80世帯)
- 自治体で取り組めること
- ①CWの専門職採用 ②条例の制定・・・滋賀県野洲市「くらし助け合い条例」(平成28年10月1日施行)
- ③しおりやホームページをチェックする。⇒誤った情報や誤解を招く記載がある場合もある。また、必要な情報が記載されていなかったりする。

#### 「第7期介護保険制度の内容と自治体での課題」

講師 日下部 雅喜 先生(大阪社保協介護保険対策委員長)

報告者 松島幹子

#### <要旨>

- 介護保険制度のあらまし・・・介護保険料は40歳以上 約7300万人が支払う。(内65歳以上は約3300万人)、要介護認定者は約600万人。(65歳以上の18%程度)、サービス利用者は約500万人。65歳以上であれば介護保険証を送ってくる。認定を受けない限りずっとそれを使用する。医療保険証のように毎年更新して送っては来ない。
- 介護保険法第1条に目的があるが、自立支援でありサービスを使わなくなるのが最終目的と強調している。⇒現実はずう違う。
- 高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み(介護保険)を創設し、給付と負担の関係が明確な社会保険方式(所得に関わらず1割の利用者負担)を採用したが、今はジレンマとなっている。これ以上利用が増えると保険料を値上げしなくてはならない。
- 介護保険制度の被保険者(加入者)にとっては99.6%が掛け捨てになる実態がある。
- 認定の申し立てから認められるまで9か月かかった例もある。1次審査では74項目の質問に答えコンピューターに入力される。
- 介護保険サービス利用の手続きには1.要介護認定の申請、2.訪問調査と審査、3.認定結果の通知理流れとなり、ここまで法律では30日となっているが、大阪だと平均40日。60日かかる自治体もある。

- 利用料の支払いは受けたサービス費用の1割、または2割を事業者を支払う。そのほかに居住費、食費が別途必要となる。
- 要介護度ごとのサービス水準と限度額が示されているが、この基準で在宅生活ができるか否かの検証はこれまで18年間行われていない。
- 介護度が下がると使える限度額が下がる。そして事業者は単価が下がる。
- 2000年4月の利用者と2015年4月の利用者を比べると全体として3.44倍となった。やっと介護サービスが受けられつつある状態にある。
- 介護報酬改定率の推移をみると、開始以来トータル0.8%マイナスとなっており、サービス提供側から見ると大きな問題となっている。
- 介護保険の現状としては、介護心中・介護殺人は年間40~50件発生、介護退職は毎年10万人以上であり、単純計算してもこの18年間で180万人以上が介護退職したこととなり、家族の負担は依然として重い。
- 介護費用の経済的負担として介護貧乏・介護破産という言葉もある。
- 特養ホーム待機者として介護難民は30万人だったのが20万人になったが、要介護3以上に限定している問題もある。
- 人材不足・確保困難から介護崩壊とも言われている。技能実習制度(5年)として外国人を使い捨てにしている問題もある。労働力の確保が出来ない状況がある。
- 2015年以降の変更の大きなところは、これまでは要支援1.2の在宅サービスは介護保険で利用できたが、2015年4月~2017年度末まではヘルパー・デイサービスが市町村事業になった。また、要介護1.2は特養ホーム入所対象だったのが、2015年4月から特養ホーム原則入所対象外となった。ただし、保険者(首長)が意見を付せば入所可。
- 利用料金は所得に関係なく1割負担だったが、2015年8月からは年金280万円以上は2割負担となった。施設部屋代に関しては非課税世帯であれば補助されていたが2015年8月からは配偶者非課税預貯金(単身1000万円)が補助対象であり、資産要件の中に不動産を入れる可能性も出てきた。
- 要支援1.2とヘルパーとデイサービスをどう守るかが課題である。7期改定ではとどまっているが、次の3年後は要介護2(起き上がりが自力では困難。排泄、入浴などで一部または全解除が必要な状態)までを市町村化する可能性が大きい⇒どう守るか?
- 介護予防・日常支援総合事業の問題点⇒枠を定めて争わせる仕組みでもある。これまで国がサービスの基準や値段を決めていたが、市町村が独自に決められるようになるのではらばらになっている。自主的、主体的にやれるかどうかにかかわってきており、差が出ている。
- 要支援1.2(給付6%)の市町村化は手始め。国は次の削減対象として要介護1.2(給付30%)を削減対象として次の3年後には検討している。
- ヘルパー・デイサービスは今後どうなるのか・・・これまでのサービスに加えて多様なサービスとして無資格・低価格サービス、ボランティアによるサービス、短期間限定のサ

サービスなどをつくることとなっているが、どれだけつくるかは市町村任せ。

□ 「多様なサービス」を作って移行させ、安上がり・互助へという流れの中で、現行相当サービス(指定事業所によるホームヘルプ・デイサービス)は、市町村によっては廃止するところもある。

□ 総合事業の問題点として市町村を財源で統制する点もある。介護保険の財源を使うが、国は「上限額」定める。上限額はその自治体の「75歳以上の後期高齢者の伸び率しか増加率を認めない」という決め方である。総合事業に移行して2～3年のうちに「上限額」を超えてしまう事となり、サービス利用を減らされることになる。

□ 総合事業の問題点として「サービス選択の自由の否定」がある。どのサービスを利用するかは利用者の希望だけでなく、地域包括支援センターが「専門的判断」で決める。一部の自治体ではサービス選択・期限(移行・卒業)をケアマネージャーに任せず「自立支援型地域ケア会議」「検討会議」などで事実上決めるところも現れている。介護保険制度は措置ではないと言っていたのに措置以上であり意見の場がないという声が上がっている。

□ 総合事業の上限管理として、上限額を超過した部分は、市が単独で負担することとなる。

□ 今までは予防給付として指定事業者による専門的サービス(ホームヘルプ・デイサービス)が利用できたが、これからの総合事業では、今までどおりに利用できるのは専門的サービスが必要と認められた人のみしか利用できず、多様なサービスへの移行促進・専門的サービスからの卒業として無資格・ボランティアの訪問や「通いの場」などへとなる。

□ 総合事業を巡る5つの課題

① 「現行相当サービス」を堅持し、現行相当サービスの縮小をさせない。

② 無資格・低価格の「緩和型A」はできる限り導入させない。⇒こちらが主流になりつつある。

③ 「住民主体B」は代替でなく、補完・プラスアルファとして位置づけさせる。…上からやらされる住民主体なんてない!!

④ 要介護認定申請権を侵害させない。

⑤ 「自立支援」に名を借りたケアプランへの締め付け・「卒業」強制をさせない。

□ 第7期介護保険制度改定は2017年法改正。国会で5月26日成立。2018年4月施行。介護報酬改定実施と第7期事業開始である。

□ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の内容

① 負担増・・・利用者3割負担

② 「自立支援」・給付抑制迫る仕組み

③ 病床再編・削減の受け皿として介護医療院

④ 互助の押しつけ・・・我が事・丸ごと共生社会、共生型サービス

□ 「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援大切の整備の下地として2000年から「地域福祉計画」を作ることが法律で決まっていた。住民の身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが

規定された。

□ 地域包括ケアシステムはおおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定されている。24 時間、365 日、30 分以内にできているか?これが出来ずに地域包括ケアシステムの構築はできない。

□ 利用者負担に「3割」を導入・・・平成 30 年 8 月施行・・・政令で年金収入等が 340 万円の人には 3 割、280 万円以上は 2 割、280 万円未満は 1 割としているが、政令なので時の内閣で変えることが可能。

□ 「介護保険見える化システム」によって他市の状況もすべて見る事が出来るようになり、それによって競わせることでインセンティブ(財政支援)を付与する仕組みとなる。

□ 既に先進的な取り組みを行っている「和光市」「大分県」では認定率の低下、保険料の上昇抑制⇒和光方式を全国で実施する方向へ。

□ 「地域ケア会議」の問題点・・・主人公の利用者家族がいない、医師、看護師がいない。一般論で言って個別のケアプランが作成される問題がある。

□ 大阪府大東市は市が個別のプランに介入、「自立支援型」を押し付け、利用者抜きで会議、多職種の助言を実施しており先進市とされているが、保険料は逆に上がった。5820 円⇒6320 円へ。

□ 2016 年 11 月 10 日第 2 回未来投資海器具の安倍首相の発言「介護でも同じくパラダイムシフトを起こす。「できない事をお世話する」事が中心で、労働環境も厳しい現在の介護から、本人が望む限り回復を目指させる「自立支援」型の介護にする。」との発言があったが、介護とは--介護の定義-- (日本社会事業学校連盟・全国社会福祉協議会施設協議会連合会 1988 年) 高齢者や心身の障害者など日常生活を営む上で困難な状態にある個人を対象に、専門的な対人援助を基盤に身体的・精神的・社会的に健康な生活の確保と成長、発達を目指し、利用者が満足できる生活の自立をはかること であり、できない事をお世話する事ではない。自立支援は医療である。

□ 大東市方式の弊害

①認定申請を受けさせてもらえない(水際作戦)

②あるディケアのリハビリで「3 か月で卒業して近くの「元気でまっせ体操」へ通ってください。と言われた。

③ケアプランを作る包括支援センターへはサービスから卒業した人数に応じてインセンティブ加算。

④ディサービスセンターやヘルパーステーションは 2018 年 3 月末の「指定更新」の時に利用者の 30%以上を「移行」「卒業」させていないと更新されない。(要支援サービスが出来なくなる。)

◎ディ卒業で閉じこもりの要支援 2 独居男性、リハビリ認めず体操押し付けで状態悪化し要支援 2⇒要介護 5 の男性が 7 月 19 日放送 NHK クローズアップ現代で放映された。

□ 2018 年 2 月 28 日「高齢者の自立支援、重度化防止等の取組みを支援するための交付金

に関する評価指標」厚労省事務連絡抜粋によると

①保険者としてケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、ケアマネージャーに対して伝えているか等←保険者＝市なので市の方針でケアマネを指導してケアプランを作らせているかという事。ひどい!!ケアマネはがんじがらめとなる。

②要介護認定者の変化率ほどの程度か。→悪くならなかった人はどのくらいいるか。

□ 平成 30 年度における保険者機能強化推進交付金(市町村分)のスケジュールは 30 年 10 月で評価指標の該当状況を報告する→11 月に交付金を案分し内示額提示→31 年 1 月に交付申請→3 月交付決定。

□ 国からの財政亭インセンティブの付与は総額 200 億円。0 点だと 1 円ももらえない。

□ この 200 億円については、このような不当な按分ではなく、高齢者の負担軽減や介護サービスの充実にあてるように国に求め、保険者強化推進交付金の制度撤廃を国に要求すべき。特にこの評価指標の中心は、自立支援・重度化防止のために保険者機能を変質させる項目であり問題がある。毎年更新されるのでどうなっていくのかが見えないことも問題である。

□ 交付金問題でケアマネージャーへの締め付けが強まる。「自立支援型地域ケア会議」「ケアプラン点検」、要支援サービスを住民ボランティア等の多様なサービスへ移し替えていくことにつながる指標が 1/3 以上。指標のいくつかは、全保険者の上位 5 割とか上位 3 堀に入らなければ加点なし、全国平均以下となると得点なしの項目もある。

□ 大多数の市町村はこの 7 期の 200 億円のインセンティブ(調整交付金)は計算に入れずに保険料を決定している。⇒茅ヶ崎市はどうか?

□ 2018 年度プラス 0.54 改定であるが、2000 年の介護保険制度スタート時からするとマイナス改定は 4 回、プラス改定はこれで 2 回目となり、事業者の利益率は 2014 年度平均 7.7% ⇒2016 年度平均 3.3%。それに伴い倒産件数が増加している。通所系が明らかにマイナスになっている。

□ 基本報酬の比較(要介護 3 の場合)特に訪問リハ-4%、通所介護通常規模の 7 時間以上 8 時間未満-1.7%、大規模Ⅱ7 時間以上 8 時間未満-5.2%、通所リハ通常規模 4 時間以上 5 時間未満-11.8%。

□ 2018 年度介護報酬改定では生活援助回数制限がある。要介護 1 は月 26 回、要介護 2 は月 33 回、要介護 3 は月 42 回、要介護 4 は月 37 回、要介護 5 は月 31 回となり、1 日 1 回しか生活援助できなくなる。そのためたとえば独居・認知症の方の 3 食+服薬・見守り・家事支援はできなくなる。

□ 介護保険にかかる費用は国家財政約 97 兆円のうち約 2.3 兆円。財政構成では 50%が保険料、50%が公費。国庫負担金は 25%、残りは都道府県と市町村が半分ずつである。

□ 一般会計からの繰り入れは適当でないとしているが法的にできない事はない。三重県鳥羽市の例がある。⇒国は一般財源から 200 億円を投入した。それは良くて市がやるのはおかしいというのは理屈が合わないのではないか?

□ 一般会計から繰り入れていたのは 11/183 なのでけっこう繰り入れている自治体がある。  
□ この 11 保険者に対し、法定負担割合を超えて一般会計から介護保険事業特別会計へ繰り入れを行った主な理由を聴取したところ、保険料基準額を前期よりも大幅に引き上げることがないようにしたかったことと、財政安定化基金からの借入金の償還財源を確保したかったこと等によるとしている。

□ 貯金も借金も介護保険料とする仕組みとなっている。保険料が余れば次の 3 年間で使い切り、足らなければ借金し、返済は次の 3 年間の保険料で返済する。(財政安定化基金借入金・償還金)

□ 上がり続ける介護保険料

①第 1 期(2000-2002 年)2911 円⇒第 6 期(2015-2017)5514 円(1 期の 1.9 倍)

介護保険は財政的、制度的限界にきている。

● 「日本一の学校給食はなぜ可能なのか～宝塚市給食から自治体行政を考える」

講師 高田輝夫先生(兵庫県宝塚市教育委員会学事課長)

<要旨>

□ 宝塚市は直営で学校給食事業は行っている。人件費は高いが安定性、継続的な運営の面では委託では難しいと考えている。

□ 給食はしっかり調理して 75℃以上 1 分以上加熱してから出さなくてはならない。

□ クックパッドに給食メニューを載せた⇒神戸新聞に載った⇒ヤフーニュースに載った⇒アクセス数増加した⇒多くのメディアに取り上げられた⇒テレビに取り上げられるようになった⇒主婦と生活「給食レシピ集」を地方創生の国費で作った。(200 万円)市費負担なし。無料配布した。

□ 大試食会を開催した。学校給食展をしているのでその時に合わせて行った。1 時間以上前から 1000 人近くの人々が並んだ。3000 食ほどがすぐになくなった。試食がなくなると皆帰った。

□ 大試食会 2 回目。クックパッドで人気のレシピを 3500 食ずつ用意した。市民にとっても身近に感じてもらえる学校給食を目指している。

□ 1957 年から順次、自校方式をすすめ、1969 年に小中全校自校方式の学校給食が実現した。

□ 強制するのであれば「おいしい物を食べさせろ」となるので、デリバリー方式や選択方式では「おいしい給食」は難しい。

□ デリバリー方式・・・失敗が多い。おいしくない。調味料に一定の制限がある。冷たいと味が感じられなくなるので、あらかじめ濃いめの味にせざるを得ない。それに対して自校方式では熱いまま、だしの味を効かせて薄味で提供できる。

□ 選択方式・・・予約数が少ないために一人あたりの給食運営費が 6300 円になってしまっ

た事例がある。

□ 新たに給食室を建てるのではなく、内部改修で給食室を造っている。特別室の下であればできる。別棟で給食室を造った時には約 1 億 5 千万円かかった。(14 年前)それに対して特別教室の下では約 7 千万円(15 年前)でできた。これから考えると、センター方式で 15 億、20 億かかるのだったら 1 校ずつに割っても同じではないか。

□ 調理室の機器更新にもそれほどお金がかからない。しかも 15 年ほどは使える。一番お金がかかるのは人件費。

□ コスト面では、自校方式では食材以外の費用は一人当たり 300~320 円+食材費=550 円~580 円が 1 人 1 食当たりの費用となる。それに対してセンター方式では食材費以外のコストは 230 円~250 円+食材費+運搬費となるので自校方式と比較しても 1 食当たりの費用はそれほど差がない。

□ 調理員が教室で給食指導の補助をしている。給食の先生も「〇〇先生」と名前と呼ばれている。

□ 給食室前の掲示板は毎回工夫して展示している。

□ 給食調理員で劇団「からっぽ大作戦」を結成して楽しく食育劇も行っている。

□ 人件費抑制策として 111 人の正規職員を平成 26 年には 53 人に減らし、さらに臨時職員を増員した。

□ ふりかけもジャムも手作りしている。そのためジャム用に鉄ではなくアルミ釜を 1 つずつ導入している。

□ 残量は気にしていない。子どもに迎合した給食ではダメだと考えている。食べさせたい物を出す。たとえば大豆、小魚、海藻類などを多く取り入れている。残量はゼロにはならないが減少傾向。いろいろな食材を食べさせていきたいとチャレンジし続けている。

□ だし袋はさらしで夏休みに手作りで更新している。そのほか、包丁研ぎの研修も休みには行っている。

□ 「給食はおいしくなければならない。おいしくない給食は子供にとって辛い。」これを常に念頭に職人という自覚を持っておいしさを追い求める事は重要だという共通認識を持つようにしている。

□ 米飯は、自前で各校 300 人分を炊くことが出来る。この整備に全部で 2 億 4 千万円かかった。炊き立てのご飯を食べさせてあげたい。議会では修正案がでた。委託だと 60 円/1 杯 ⇒ 自校 30 円/1 杯・・・30 円浮いた分・・・食材に回せる⇒なかなか食べることのできない食材にもチャレンジしている。15 円分は市の歳入へ光熱費として戻し、整備投資にかかった 2 億 4 千万円を回収していつている。結果、パンよりご飯のほうが安いのもっと米飯給食を増やすとお金が浮いてくる計算となっている。⇒ご飯には牛乳は合わない。カルシウム摂取からすると牛乳を抜くわけにはいかないので悩んでいる。しかし、給食室では飲み物の提供はできない。お茶を沸かす機器がない。

□ これまでの宝塚市の学校給食の経緯について。1976 年初めて学校給食を委託した。1977

年に事件が起こった。委託先のリーダーとなる人の要件を定めていたが、ある学校の委託先のリーダー要件を満たさないが17歳だったり、異物混入、異臭問題などが発生した。そのため、委託をやめて嘱託職員をいれて人件費抑制を図りながら学校給食を直営に戻した。

□ 直営に戻す大きな政策転換は、地元の代議士 土井たか子が国会で質問した⇒その答弁「学校給食は委託を想定したものではありません。」だったこともあり大論争となった結果、委託から直営に戻した。

□ 小中学校、各階に配膳室がある。学年ごとに分けている。同じフロアに異学年がある場合には時間差をつけて配慮している他、担任以外の教員が2名立って監督している。生徒指導は大変だが、今のところトラブルはない。

□ 学校給食を公会計にすると5年で8000万円ぐらいかかる。人件費もプラスでかかるが公会計にすることは必要だと考えている。

□ 学校給食はもともと支援から始まった歴史がある。昭和32年から市会計で始まった。とにかく始めることが重要だった。

□ しかし、今のままだと給食費の運営チェックが出来ない。公会計にする必要性がある。

□ 現在のままでは学校給食の債権者が不明確である。食べているから債務はある⇒条例で明確化する。支払をしっかりとってもらう。資金の流れを透明化する。

□ 宝塚市の徴収している学校給食費は約8億円。この運用について保護者に説明している。学校給食用物資の透明化。特に規則もないので入札も含めてやっていかななくてはならなくなる⇒公会計

□ 教職員の負担軽減も重要。学校には配慮が必要である。子どもに関することで学校が電話しているのに給食費の滞納督促だと感じて保護者が電話を拒否することがある⇒公会計で学校、教職員が督促の電話をしなくて良いようにすることは重要。

□ 牛乳は県が一括購入。米、パンも県。それ以外は各校で購入しているの、地元の食材で作ることが出来る⇒地元でお金を回すことが出来る。

□ 野菜は各生産者の野菜をシルバー人材センターが購入⇒それを学校が購入する。高齢者雇用へとつながっている。

□ 衛生管理には特に注意している。給食はまず安全でなければならない。人の努力だけではなく設備が違ってきている。今は長靴を履かないドライ方式になってきた。調理工程によって部屋を区分けして菌が最終工程の部屋に持ち込まれないようにしている。⇒ドライ方式への転換は高額なので建て替えに合わせてドライシステムにしている。

□ 非常時3.11の時の事・・・外用のお釜(熱源は灯油と電気)が7釜ある。大船渡市へ調理員3名、食材も水もすべて持って炊き出し支援へ行った。給食を直営でやっているのだから可能だと感じた。

□ 放射能測定について・・・簡易検査器450万円。1検体2~3時間かかる。1食まるごと測定を1年間。その後は1つつ測定している。⇒HPで公表している。

<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kyoiku/1008934/gakkorecipe/1003607.html>

□ 放射能測定器を学校給食用に日本で初めてすぐに購入した。その後は測定器が入手困難になった。⇒こんなとりくみをしていることが評価されてか、避難市として多数選ばれた。問い合わせも多かった。

□ 調理員は単純労務職として採用するので用務員になったりと移動がある。

□ 給食費は1食当たり小学校230円、中学校270円の食材費が保護者の負担となっている。

□ アレルギー対応については事故が起こってはならないので安全性優先で行っている。最低、卵だけはやることとしているが、希望があればそれ以上対応するのか、絶対に事故が起きてはならないので限定的になるのか、現在議論をしている状況。

<研修を終えて>

「自治体にはお金に代えられないものがある。」と首長が明確な理念を掲げて義務教育でのこだわりの完全給食を実施している。材料は原則国産(野菜、果物はすべて国産)、だし汁は化学調味料を使わず、いりこ、削り節、昆布からとり薄味。冷凍食品は使わず、揚げ物もすべて調理室で衣をつけ、ふりかけもジャムも手作りしている。パンも市販の物とは違い、添加物、脱脂粉乳なし、当日焼いてもらっているそうである。子どもの貧困率が上がっているが、「政治が子どもを守るべき」として「9年間の直営自校方式に取り組んでいる宝塚市は、本当に子どもたちの命、健やかな成長の事を考えて一生懸命取り組んでいる自治体だということを知っていただきたい。そして給食に関心を持ってもらいたい。」という市長のインタビューが「子どもの元気育てる 宝塚の学校給食」というレシピ集に載っているが、その通りだと思う。成長期にしっかり食、いろいろな食べ物を食べて栄養状態が良いことはその後の生涯への大きなプレゼントでもあると思う。中学校給食実施率が低い神奈川でも近隣市が中学校給食の取組みを始めている。数年前まで財政状況の悪化がニュースにもなった寒川町でも2023年までにすべての中学校完全給食を実施するとしている。直ちに茅ヶ崎市でも検討をすべきである。このままでは大きな遅れとなるだろう。

### ●「都道府県単位化後の国保の仕組みと自治体での課題を考える」

大阪社会保障推進協議会事務局長 寺内 順子 先生

- 国民健康保険都道府県単位化とは何か?・・・単なる広域化ではない。都道府県が国保財政運営を行う。つまり、これにより都道府県が大きな権限を持つようになる。・・・インセンティブつけることによって県が市町村を動かしていくことが出来るようになる。
- 社会保障の将来推計を厚生労働省の資料により行った結果、社会保障費全体は将来的に額が増えていくと推計されるが、その割合は「年金」「医療」「介護」で9割を占め、子ども子育てにはわずか4%、その他として6%は入るのは生活保護、障害者施策である。子ども子育てにお金をかけない推測=子どもは増えないと思っている。子どもにお金をかける気はないという政府のスタンスも垣間見える。
- 大きく変わるのは今までは医療費の支払いに備えて「国民健康保険運営基金」は財政

規模が小さな自治体ほど必要であったが、これからは必要でなくなる。なぜかという  
と、この基金の意味は医療費支払いが予定より多くなった場合への備えであった。3  
年で直して保険料徴収額に反映させていた。しかし、都道府県の運営へと変わると保  
険料さえおさめれば医療費は全額が県より支払われるので必要がなくなり役割を終え  
ることとなる。

- ある市では国民健康保険運営基金に余剰金が多いことを知り、市民運動で国保保険料  
返還金として還付する活動をして実現した。⇒茅ヶ崎市の国民健康保険運営基金には  
現在、7億2198万円の余剰金があることが分かった。この余剰金についても見て  
いきたいと思う。
- 歴史的に見ても現在においても、低所得者のための医療保険=国民健康保険は保険料で  
賄う構造にはそもそもなっていない。28年度の構成は無職43%あり、国保加入全  
世帯の平均所得は138.8万円でしかない。
- 一般会計法定外繰り入れについてどう考えるか・・・保険料は医療費で決まる。一人  
当たり医療費が大きくなるのは大都市、政令市、中核市、県庁所在地。理由はそこに  
医療機関が集中するから。そのため大都市では保険料が高くなるので税金を使って保  
険料を下げた。
- 日本は世界的には一人当たり医療費は低い一方、薬剤の利益率が高い内情がある。
- 仙台市では国保の中で18歳以下の子供がいる全ての家庭の保険料の均等割り部分を  
3割免除にしている。これは申請主義ではないので申請しなくても減免される。
- 都道府県単位化でそんなに良いことはおらないと思っているのでその制度の中で市町  
村でどれだけ独自施策をやれるか、踏ん張れるかが大切。

#### <考察>

茅ヶ崎市で調べたら、基金に7億円以上の余剰金があることに驚いた。医療差支払の思わ  
ぬ増額に備える必要がないことから、この金額は結果的に子育て世代への減免などの原資  
に使えるのではないかと考える。また、基金の残高については注視して参りたい。

## 出張旅費計算書

摘要	市民自治・新しい風 自治体経営と内部統制 全3回のうち2回に参加 (東京都文京区大塚3-1-11 図書館流通センター本社)			出張者 氏名	松島 幹子		
	期日	平成30年4月24日(火) 平成30年7月17日(火)		随行者 氏名			
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)	
茅ヶ崎—東京 (JR東海道本線)	2	—	58.6	970	—	2,280	
東京—茗荷谷 (東京メトロ丸ノ内線)			5.7	170			
茗荷谷—東京 (東京メトロ丸ノ内線)			5.7	170	—		
東京—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			58.6	970			
計	2	—	128.6	2,280	—	(A) 4,560	
日当	2	日 × @	2,400	(B) 4,800			
研修費	2	日 × @	10,000	(C) 20,000			
合計	(A)+(B)+(C) 29,360	× 人 1	=	29,360			

No.1804-101

# 領収書

茅ヶ崎市議会議員  
松島 幹子 様

金 10,000 円 (消費税込み)

但し、セミナー参加費として  
(自治体政策研究会 第1回「自治体経営と内部統制－①内部統制の基本」  
平成30年4月24日開催)

平成30年4月24日

株式会社区書館総合研究所  
東京都文京区塚本1番1号  
代表取締役 松島 幹子

# 政務活動報告書

平成30年12月14日

茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治・新しい風  
(氏名) 松島 幹子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年4月24日(火) 13時30分から16時30分まで
目的 地 (研 修 地)	図書館流通センター本社 (東京都文京区大塚3-1-1)

政務活動の結果 (別紙のとおり)



研修報告「自治体経営と内部統制 ①内部統制の基本」

日時 2018年4月24日(火)13:30-16:30

会場 図書館流通センター本社ホール

講師 宮脇淳 北海道大学大学院法学研究科・公共政策大学院 教授

報告者 松島 幹子

<要旨>

- 内部統制を考える対象は①政策論 ②政策情報論(内容が形成される情報は何だったのか共有する。特に財務管理と情報管理はリスクが大きい)③政策過程論(PDCA サイクルについて内部統制として載せて行かなくてはならない)
- 内部統制の仕組みは ①内部統制制度化 ②監査制度の強化 ③住民訴訟制度の見直しの3つからなっている。総合計画を作るのであれば進捗管理などをきちんと管理していくことが内部統制の大きな役割。また、外部からのチェック機能を強化すると共に内部のガバナンスを強化する事が重要である。
- 監査委員の役割の強化として、内部統制制度を導入すれば、これまで監査対象としていた部分の一部を省力化し特定の部分の重点化する事が可能となる。
- 地方公共団体における内部統制導入の必要性が高まっている。その理由として、人口減少の進行に伴い高まる地方自治体の役割がある。執行業務を効率化をしなくてはその要求に応じられない。
- 平成28年3月に出された第31次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に対する答申」において団体規模に配慮しながら、全ての長に対して内部統制体制を整備及び運用する責任があることを明確化している。⇒対象市ではなくとも交付税評価の対象とするだろうことが予測される。
- 内部統制の対象は ①法令順守 ②情報管理と伝達 ③リスク評価と対応 ④業務の効率性 である。
- 地方自治体の対応優先度が高いリスクとしては ①財務会計行為 ②情報管理 であり、内部統制制度を設けた自治体は運用と報告の義務が発生する。内部統制に関する訴訟リスクも対応優先度が高いリスクである。
- 現在、地方自治体にとって最も必要なものは住民からの信頼である。信頼がなければ地方分権も行政改革も進まない。=職員の不正な業務執行の防止、住民に直接影響のあるミスをなくす、適正な財務書類の作成とわかり易い公表が特に必要となってくる。これからのマネジメントの新たな視点としては組織的に、リスクと正面から向き合い、リスクが発生する前に必要な対策を講じるこしが重要である。
- 内部統制整備・運用の具体的内容としては ①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④モニタリングとなるが②のリスクの洗い出し、リスクの分析・評価・特定が一番欠けやすい部分である。リスクの洗いだしは1年間やれば基礎的リスクは減

る。⇒楽になる。⇒引継ぎが楽になる。⇒イレギュラーなものについてはさらに付け加えていく。

- 住民訴訟事例については、場合によっては判断基準が議会の議決であることも。
- 住民訴訟事例の引き継ぎ不十分型の判決において注目されることは、部下への引き継ぎは能力の応じてまから一せなくてはならないとの判決があり、その処理を各担当の部下に任せていたことは特段に非難されるべきことではないとする判決事例がある。
- 住民訴訟において前例踏襲型についての住民訴訟で元市長、助役などに対して在任期間に於いて約4億5千万円～1700万円<sup>°</sup>の賠償命令が出た例がある。
- 宮城県における内部統制の導入例について・・・知事コメントによると復興本格化に伴う業務増により、不適切な案件が増えたと監査委員から指摘された。そのためチェック体制構築のため、新たな内部統制システム導入の検討を開始した。苦勞した点としては、自治体への導入事例が少なく理念等の具体化にも苦心したが、結果としては理念にあまり拘らず「誰が何をすべきか」を中心に具体的な取り組み内容を計画に落とし頃こととした。
- 大阪市の内部統制の概要について・・・業務上のリスクが存在することについて、リスク把握・評価を通じて基本的な認識が共有された。リスク低減のためのルールや基準はあるが、ルールを順守するためのプロセス(標準化・文書化された手順・工程)の整備が十分ではない。プロセスに従って業務を行っているかをチェックするための仕組み(モニタリング)も強化する必要がある。
- 市職員の管理職登用への試験の辞退者が多い。職員の採用の競争倍率は3倍を切ると質の低下が起こるとされている。どうなっているか調査すべきである。
- 内部統制にとって職員採用と研修は生命線である。

#### <研修をふりかえって>

このところ茅ヶ崎市では市立病院医薬品盗難事件など職員による問題が多く出ている。脱公務員試験宣言で公務員試験をなくして面接で採用してきたが、果たしてこれでよいのだろうか。「内部統制にとって職員採用と研修は生命線である」にはどきりとした。昨年に引き続き何度か内部統制の研修を受けることによってより重層的に違う角度から学ぶことが出来た。

# 領収書

茅ヶ崎市議会議員  
松島 幹子 様

金 10,000 円 (消費税込み)

但し、セミナー参加費として  
(自治体政策研究会 第3回「自治体経営と内部統制－③管理会計と意思決定」  
平成30年7月17日開催)

平成30年7月17日

株式会社図書館総合研究所  
東京都文京区大塚5丁目1番1号  
代表取締役社長

# 政務活動報告書

平成30年12月14日

茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治・新しい風  
(氏名) 松島 幹子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年7月17日(火) 13時30分から16時30分まで
目 的 地 (研 修 地)	図書館流通センター本社 (東京都文京区大塚3-1-1)

政務活動の結果(別紙のとおり)



研修報告「自治体経営と内部統制 ③管理会計と意思決定」

日時 2018年7月17日(火)13:30-16:30

会場 図書館流通センター本社ホール

報告者 松島 幹子

<要旨>

□ 民主主義の本質は、「多数の意志」ではなく、「万人の意志」の追究であり、熟議民主主義でもある。多数の意志による政策・制度にとどまる民主主義は劣化し独裁へとなっていく。「万人の意志」に一步でも近づける努力を重ねる事が民主主義であり、議会の役割である。具体的には、個々人の意志の集合を社会の意志に近づける努力や二項対立から多様な選択肢を議論する環境形成である。

□ 多数決制度の中でいかに万人の意志を追及するかは、①結果情報だけでなくプロセス情報の形成・提供が不可欠となる。また、優先順位の見える化による議論が必要となる。

□ 投票のパラドックスとして、採決の順番を変えただけで最終結論が変わる。後出しじゃんけんのほうが有利(勝つ)という現象が生じる。議会では、なので、修正案を先に出して原案を後から出す。=万人の意志の追求のために最も必要なのは議会制度である。

□ ボルダールールについて・・・この場合にも政策形成のプロセス情報の共有が投票者にも有権者にも不可欠となる。

□ 今までの利害関係者間の調整だけではもう行政は持たなくなった。そのため公会計の仕組みが重要となった。

□ 公会計の原則と改革について

1. 責任の明確化原則・・・セグメント会計・・・会計の単位を事業単位などより細かくする。

2. 有用性の原則・・・複式簿記の導入

3. 保守主義の原則・・・将来起こるリスクを把握する事であり、発生主義の導入。⇔現金主義 例)クレジットカードでサインした時とお金が引き落とされるとき

4. 帰属の明確化原則・・・固定資産台帳の導入

□ それぞれの自治体がフルセットで行うのではなく、共通の部分は共同でやる事が可能である。効率化になる。そのための土台となるのが公会計でもある。

□ 2018年3月に国の地方公会計の制度推進策が出された。

「地方公会計の活用に関する研究会報告書」によると

地方公会計については、整備の段階から活用の段階にステージが変わってきている。公会計によって政策意思決定を行う事が出来るようにする。貸借対照表では、過去の資源配分を見えるようにした。ストック情報。必要性や過剰投資をどこまで判断していくかは課題。指標による分析については、基本的には自分の街の特性を理解することかせ重要となる。密集地か否か等。

1. 住民一人当たり資産額・・・額が大きいから良いのではない。
2. 有形固定資産の行政目的別割合・・・有効に使える、
3. 純資産比率・・・増えると将来に対して負担を増やす。減ると将来負担が減ることになる。
4. 地方債残高・・・付属明細書(地方債借入先別)は大切である。どのくらい固定で利率は?
  - 管理会計制度について・・・財務報告目的は、納税者の利害関係者に対してセグメントごとの財務情報を報告すること。⇒セグメント別財務書類を作成する。セグメントは、組織セグメント、事業ごとのセグメントなどである。管理会計目的は、各団体(首長)が内部でそれぞれの目的に応じて活用する事、しかし、果たしてくぞちょうが提出してくるものだけでよいのか?という課題がある。
  - コスト集計の検討・・・効率化判断のためのコスト集計は成果とコストが分かるようになり公会計が進めでは可能である。一方、優先順位評価のためのコスト集計は成果とコストだけではできない。将来のコストを見なくては出てこない。ライフサイクルコストを把握しなくては分からない。良く分かるのはPFI。しかし、他の施設についてもコスト把握は可能である。
  - 優先判断のためのコスト集計にはこのほかにサックコストに対する認識がある。これまでこれだけコストがかかってきたのにやめるのはもったいないか?
  - 職員構成の貸借対照表を作ってみる必要がある。
  - セグメント設定の例としては
    1. 部局等組織別・政策体系別
    2. 行政活動目的別・施設別
    3. 地区別
    4. 世代別
  - セグメント別にどこまでカバーするかも課題である。費用としては、事業固定の費用の他、事業共通の経費、支払利息等と間接的費用として庁舎費、人事、総務費等。収益には使用料の他、補助金、地方交付税、その他税収を含めるか。また、資産・負債としては、庁舎、地方債などまで含めるか等の課題がある。

#### <考察>

茅ヶ崎市では10年位前からだろうか、「各課の業務計画」が毎年、予算審議前に作成され、議員にも配布されている。これには直接事業費のみしか記載されていないが、この冊子があることによりわかり易くなった。しかし、決算事業評価には人件費の概算がのせられた資料が作成されるが、人件費についても可能な限りのせる事や、将来コストについても載せることが優先順位判断では必要であると思った。また、決算事業評価において、その事業を(拡大する)「廃止する」の両意見が出た場合、委員会としての判断が中間の「現状のまま継続」となることが多く、市民の方に度々批判されている。この原因として指標が客観

的な妥当性がある一定の信頼できる物差しになっているか?課題があるのではないか?なぜ  
そう判断したのか議員間討議などがさらに必要であると思う。

なお、「各課の業務計画」を作っている自治体がほかの参加者にはいなかったため、講師に  
送付することになった。今後の研究会で参考とするとのことである。

## 出張旅費計算書

摘要	市民自治・新しい風 2018連続講座 「綻び見える日本の課題」 (全10回のうち4回に参加)  公益財団法人市川房枝記念会女性と 政治センター (東京都渋谷区代々木2-21-1 1婦選会館)  (政務活動費)	出張者 氏名	松島 幹子			
期 日	平成30年 5月12日 (土) 平成30年 9月 8日 (土) ←欠席 平成30年10月13日 (土) 平成30年12月 8日 (土) ←欠席	随行者 氏名				
経 路	日数	泊数	キロ数	運賃 (円)	急行料金 (円)	金額 (円)
茅ヶ崎—新宿 (JR湘南新宿ライン快速)	42	—	62.4	1,140	—	2,280 /
新宿—茅ヶ崎 (JR湘南新宿ライン快速)			62.4	1,140		
計	42	—	124.8	2,280	—	(A) 4,560 / <del>9,120</del>
日 当	42 日 × @ 2,400			(B) <del>9,600</del> 4,800 /		
研修費	42 日 × @ 1,620			(C) <del>6,480</del> 3,240 /		
合 計	(A)+(B)+(C) 人 × 1 =			<del>25,200</del> / 12,600 /		

領 収 証

No. 4

松島 幹子様

2018年 5月 12日

★ ￥1,620-

但 連続講座参加費 ①

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-76

公益財団法人市川房枝記念会女性と政治セ  
東京都渋谷区代々木2-21-11 婦  
電話 03 (3370) 0238 〒151-0053



領 収 証

No. 17

松島 幹子様

2018年 10月 13日

★ ￥1,620-

但 連続講座参加費 ⑤

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)

コクヨ ウケ-76

公益財団法人市川房枝記念会女性と政治セ  
東京都渋谷区代々木2-21-11 婦  
電話 03 (3370) 0238 〒151-0053



# 政務活動報告書

平成30年12月28日

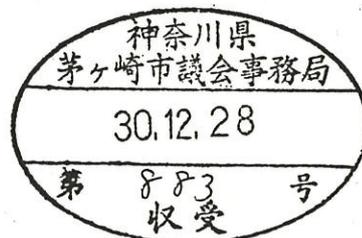
茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治・新しい風  
(氏名) 松島 幹子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年5月12日(土) 13時30分から15時30分まで
目的 地 (研 修 地)	公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター (東京都渋谷区代々木2-21-1.1 婦選会館)

政務活動の結果 (別紙のとおり)



## 2018 連続講座「綻び見える日本の課題」研修報告

☆と き (第1回目) 2018年5月12日(土) 午後1時30分～午後3時30分

☆テーマ (第1回目) 『無戸籍問題』とは何か

講師 井戸まさえ 氏

☆場所及び主催 (公財) 市川房枝記念会女性と政治センター

住所 〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-21-11 婦選会館

報告者 松島 幹子

### <要旨>

講師で元衆議院議員の井戸まさえさんから無戸籍問題についてご自身の体験から

「離婚後300日以内に生まれた子は、前夫の子と推定する」——いわゆる300日ルールと呼ばれる民法772条の定めによって、前夫の子として出生届を出すことになることから別居、離婚後に再婚、これに抵触した事から子どもの出生届を出すことができず無戸籍問題にかかわることになったこと、ご自分のお子さんの問題が解決した後も無戸籍の方から多くの相談を受けてかかっている現状についてお話しを伺った。

子は出生届を親に出してもらわなければ無戸籍となり、行政サービスが全く受けられなくなる。世の中の人数にはカウントされていない。存在しない人になっている。ジャーナリストの井戸まさえさんによると無戸籍の人は少なく見積もっても最低1万人はいると様々なデータから推測されるという。子どもは親を選んで生まれてくることはできない。出生届さえ出さない親がいる。出生届が出されない＝戸籍がないので検診のお知らせも小学校の入学通知も何も来ない＝すべての行政サービスが受けられない。

学校の時間に小学生くらいの子どもが街にいるのに誰も気に留めない。一昔前だったら、「いつもあそこの家に小学生くらいの子供がいるけれど学校へ行ってないのか?」と近所で話題になって行政が知るところとなるでしょうが、今はみんなが忙し過ぎて無関心なのでそのまま。

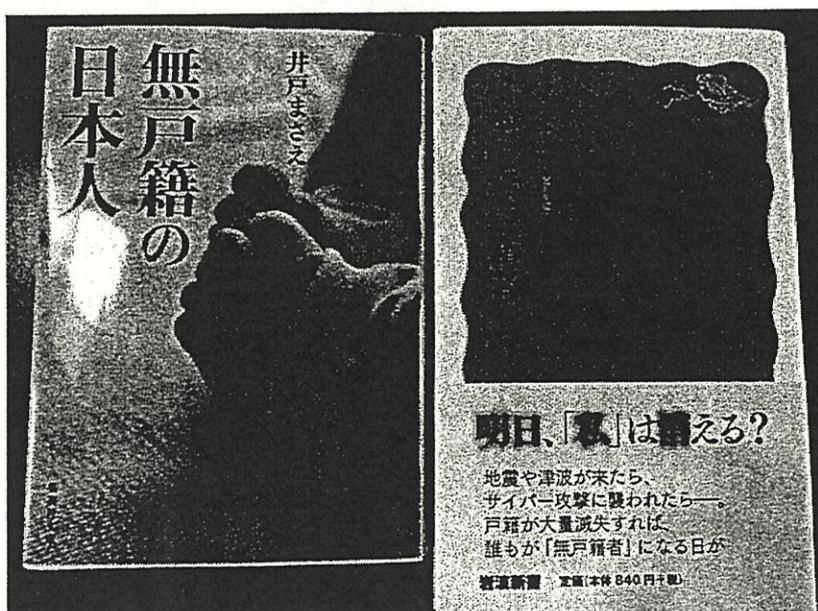
### <研修を終えて>

無戸籍の人が多く存在する実態を知り驚いた。今年公開され、注目を浴びた映画「万引き家族」のテーマは貧困もテーマであるが隠れたテーマは無戸籍問題でもあると聞いた。その後、公開中だったのですぐに観に行った。映画の中で男の子が、学校について「学校というのは〇〇の人が行くところですよ。」と話すことから、この子は出生届を親に出してもらってないので無戸籍なのだとわかった。産んだ親からは搜索願も出されてなく今の家族に拾われて生活しているとわかった。しかし、無戸籍問題についての講義を聞いていなければ気づかなかったと思った。無戸籍については知られていないし思いもよらないことだったが、離婚協議中のトラブルや負担、家庭内暴力など社会問題を考えれば容易に想像が

つくことである。無戸籍のまま生活していると戸籍をとる事、日本人である事を照明することが大変難しいと聞いた。制度を作って悪用される恐れもあり、なかなか戸籍取得については容易にできない制度となっているが、現状の社会問題を考えると何らかの措置をすべきであると強く感じた。子どもは親を選んで生まれてくることはできない、生まれた子どもは自分では出生届を出すことができない。大変な問題であると思う。国民として、生活者として知るべき問題、共有する問題であると思った。



講師の井戸まさえさんと



# 政務活動報告書

平成30年12月18日

茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治・新しい風  
(氏名) 松島 幹子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年10月13日(土) 13時30分から15時30分まで
目的 地 (研 修 地)	公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター (東京都渋谷区代々木2-21-11 婦選会館)

政務活動の結果 (別紙のとおり)



## 2018 連続講座「綻び見える日本の課題」研修報告

日時 2018/10/13 13:30~15:30 (開場 13 時)  
場所 東京都渋谷区代々木 2-21-11 婦選会館  
主催 公益財団法人市川房枝記念会女性と政治センター  
報告者 松島 幹子  
テーマ 「政治と教育のはざままで」  
講師 前川 喜平さん (現代教育行政研究会代表)

### <要旨>

- モリカケ問題の共通点は教育行政の問題である事。行政の私物化によってゆがめられた学校の設置許可の話。しかも補助金の話である。
- 政治権力による警察・検察の支配・・・立件されないのは不自然
- 一連の問題の渦中にいた講師が事実を淡々と話された。
- 故与謝野馨氏の教え  
「政治家は役人を恫喝してはならない。役人は政治家をばかにしてはならない。」
- 1947年教育基本法⇒2006年改正法 16条  
「国民全体に対し直接に責任を持つものである」・・・この部分がバツサリ無しになった。この意味は「政治権力を介入させない」という意味だった。⇒法律があるんだからと政治が介入する隙間ができた。教育は家庭教育も含まれる。政治権力が家庭教育に入る可能性あり。
- 高校日本史教科書「沖縄戦集団自決」検定(2007. 3)  
第一次安倍内閣 軍が関与していると書いてはダメ⇒大問題となった
- 七生養護学校事件(ここから裁判)東京高裁判決(2011. 9)  
東京都教育委員会 性教育について一部の都議会議員が問題視したことから心と体の学習裁判
- 名古屋市立中学校の授業への文部省の介入(2018.3)
- 中教審を超える審議機関の設置・・・政治介入が既に起こっている。
- 教育委員会制度の「改革」
- 教育基本法改正・道徳教科化の動きも同時進行  
教育改革国民会議(森嘉郎政権のとき)、教育再生会議(教育勅語)、教育再生実行会議  
⇒第1次安倍政権で教育基本法改正⇒第2次安倍政権で道徳の教科化  
「安倍政権は許さない。漢字で書くのはもったいない。」金子兜太さん
- 戦前回帰の「教育再生」  
「教育再生」とは何の再生か。  
戦前回帰の系譜・・・岸(1958年道徳の時間を復活させた)・中曽根・森・アベ

教育勅語を復活させたい人たち

- 「教育勅語」は1948年衆参両院における「排除宣言」「失効確認」が行われた。

教育勅語は国民主権や個人の尊厳とは相容れない思想（國體思想）

※国体（こくたい、旧字体：國體）とは、“ある国の基礎的な政治の原則”事実上、日本の事象に特化した政治思想用語であり、特に「天皇を中心とした秩序（政体）」[2]を意味する語とされている。そのため、外国語においても固有名詞扱いで "Kokutai" と表記される。

※教育勅語の「夫婦相和し」とは、「家制度の元、妻は夫の下である」という事であり現在には全く通用しない。以下は、ネットより教育勅語を検索して現代語に直して読めるようにしたその部分引用した。

「夫たるものは、妻を愛撫してもってその歡心を得べく、また妻たるものは夫に従順にして、みだらにその意志に戻らざらんことを務むべし」

「けだし妻はもともと体質孱弱（せんじゃく＝弱いこと）にして、多くは労働に堪えざるものなれば、夫はこれをあわれみ、力を極めてこれを助け、危難に遭いては、いよいよこれを保護すべく、また妻はもともと知識裁量多くは夫に及ばざるものなれば、夫が無理非道を言わざる限りは、なるべくこれに服従してよく貞節を守り、みだらに逆らう所なく、始終苦樂を共にする」（ここまで引用）

- 2006年教育基本法改正

道徳心、公共の精神、社会に対する態度、国や郷土を愛する精神などの「教育目標」を規定。教育は「法律の定めるところにより」行われるべき、と規定。→自由権としての学習権の危機

※しかし、「個人の尊厳」「学問の自由」「不当な支配の排除」は残っている。＝ぎりぎりの歯止め⇨自己犠牲、国家の一員

- 道徳の教育化の問題点

1. 「個」と「地球」の欠如・・・人類、世界は出てこない。
2. 挨拶の仕方に「正解」があるのか?・・・正しい挨拶の仕方が書かれている
3. 残業の勧めや介護離職の勧めは道徳か?・・・妻は仕事を犠牲にして介護する。
4. 「星野君の二塁打」・・・命令は絶対、主体性の否定。監督の指示に逆らって自分で考えて送りバンドを打った、監督の命令に逆らった行動について考えさせる。  
→日本中をアメフト部の事件のようにしてしまう恐れがある。
5. 「中断読み」という指導方法…正解のない問題を考えることが大切。議論することが大切。

※(以下、東京新聞 2018年3月6日 夕刊より引用)教材を途中までしか読まない「中断読み」を提唱。道徳が評価の対象になり、子どもたちに価値観が押し付けられることを心配する教師らは、ひとりひとりの内面に介入しない授業の進め方を模索している。「教

材を作る大人の発想以上に、子どもたちは優しさや豊かな発想をたくさん持っている」と指摘。「どういう読み方をすれば子どもたちの内面を操作せずに済むか考えるべきだ」と話す。道徳の教科化について「教える中身にかかわらず、内心に関わることを評価も伴う教科とすることが問題だ」と批判している。「公教育が『これが良いこと』と言い切ることへの警戒心が薄いと感じる」という宮沢さん。<道徳の教科化> 2011年に大津市で中学生がいじめを苦に自殺した問題をきっかけに政府の教育再生実行会議が13年に提言。翌年、中教審が教科外活動の小中学校の「道徳」を、正式な教科とするよう答申した。「特別の教科」として、小学校では18年度、中学校では19年度から実施。検定教科書を用い評価も行う。

- 主権者教育と教師の政治的中立性、生徒の政治的活動⇒ドイツのボイステルバッハ・コンセンサス 批判的精神を育てることが目的。教師は自分の思想、反対の意見も言うべき⇒①教師は自分の意見で生徒を圧倒してはならない。②対立がある時はあると言え。③主体的に物事を考えられるようにすることが目的。
- 新教科「歴史総合」と「公共」への期待と懸念  
「ろくに学ばない愚かな国民は愚かな政府しか持つことができない」テイラースイフト Please please educate yourself.
- ファシズムの初期警告(アメリカのホロコースト記念館に書かれている)

#### ローレンス・ブリッド

- ① 強力な国家主義・軍隊の優先・・・すでに国防予算が増加している
  - ② 犯罪取り締まりと刑罰への執着・・・共謀罪法が成立した
  - ③ マスメディアの統制・・・3. 11の時には放射能の正確な拡散情報が隠された。原発はメルトダウンしていた専門家が話していたがメディアには出さなかった。メルトダウンを認めたのはかなり後だった。
  - ④ 縁故主義と汚職の蔓延・・・モリカケ問題
  - ⑤ 団結のための敵・スケープゴートづくり・・・北朝鮮。朝日新聞・日教組(第1次アベから)
  - ⑥ 国家の治安への執着
  - ⑦ 人権の重要性の蔑視
  - ⑧ 性差別の蔓延
- 日本の政治はすでにファシズムに入っている。何とか踏ん張らなくてはならない。そのためには現場の教育、先生方が主体性を持って頑張ることが大切。  
「主体性のある子どもたちを育てるためには、主体性のある教師でなければならない。」

#### <研修を終えて>

2時間の講演だった。各地で講演会が開かれて超満員だと聞いている。茅ヶ崎市でもコミュニティーホールに市民が詰めかけて立ち見も出て超満員での講演だったと聞いた。残念

ながら議会での会議があり参加できなかったので参加で来て幸運だった。今回は日本の婦人参政権運動を主導した元衆議院議員の市川 房枝 (いちかわ ふさえ、1893 年 (明治 26 年) 5 月 15 日 - 1981 年 (昭和 56 年) 2 月 11 日) 記念館での講演であり、各地から集まった議員や元議員が多く少人数だったこともあって、モリカケの話、法改正の話を中心に聞くことができた。わかりやすく日本の教育行政のおかれている状況、政治家と官僚とのせめぎあい身近に感じられた。まさにテーマの「政治と教育のはざままで」文部科学省官房総括審議官、官房長、初等中等教育局長、文部科学審議官 (文教担当)、文部科学事務次官を歴任されてきた前川喜平氏は完了だけでも一国民でもあり、民主主義のために踏ん張ってこられたのだと思う。また、今も憲法改正の議論もあり、はざままで踏ん張っている官僚の方々が多くおられると思う。私たちも一国民一個人として政府に対して声をあげていかななくてはならないし、地方議会としても頑張っていかななくてはならないと改めて感じた。

ファシズムの初期警告(アメリカのホロコースト記念館に書かれている)の1つでも当てはまればファシズムは始まっているという。まずは地方議会から頑張らなくてはと感じている。

## 出張旅費計算書

摘要	市民自治・新しい風 第27回 地方×国 政策研究会 衆議院第一議員会館 第二会議室 (東京都千代田区永田町2-2-1)  (政務活動費)			出張者 氏名	松島 幹子		
期日	平成30年 5月14日 (月)			随行者 氏名			
経路	日数	泊数	キロ数	運賃 (円)	急行料金 (円)	金額 (円)	
茅ヶ崎—新橋 (JR東海道本線)	1	—	56.7	970	—	1,140 /	
新橋—銀座 (東京メトロ銀座線)			0.9	170			
銀座—国会議事堂前 (東京メトロ丸ノ内線)			1.7				
国会議事堂前—銀座 (東京メトロ丸ノ内線)			1.7	170			
銀座—新橋 (東京メトロ銀座線)			0.9				
新橋—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			56.7	970			
計			1	—			118.6
日当	1	日 × @	2,400	(B)	2,400 /		
研修費	1	日 × @	4,000	(C)	4,000 /		
合計	(A)+(B)+(C) 8,680	× 人 1	=	8,680 /			

地方×国 政策研究会  
領 収 証

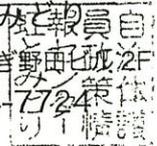
市民自治・新心風 様

4,000 円

但し 政策研究会参加費として

2018年5月14日

自治体議員政策情報センター 虹とみどりの会  
〒700-0971 岡山市北区野田 5-8-11 かつらぎ野田ビル2F  
TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724



# 政務活動報告書

平成30年12月14日

茅ヶ崎市議会議長  
白川 静子 様

(会派名) 市民自治・新しい風  
(氏名) 松島 幹子

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年5月14日(月) 10時から16時10分まで
目的 地 (研 修 地)	衆議院第一議員会館 第二会議室 (東京都千代田区永田町2-2-1)

政務活動の結果(別紙のとおり)



研修報告 「第27回 地方×国政策研究会」

日時 2018年5月14日(月曜日)10時～16時10分

場所 衆議院第1議員会館 第2会議室

主催 自治体議員政策情報センター虹とみどり

<概要と所感>

- 10時10分から10時55分まで「公共施設等総合管理計画等について」総務省自治財政局財政調整課より説明があった。今後の人口減少、歳入減に備えて公共施設管理を全庁的に早期に取り組み、適正な管理を継続的にできるようにするための指針である。

質問した。⇒茅ヶ崎市は既に早期にこの計画を作ったが、その時点にあった公共施設のみを計画に載せて今後も適切に維持できると結論付けた。しかし、その後も公共施設を建設しており公共施設面積は当時より増えている。人口減少社会に向かっているにもかかわらず公共施設建設ラッシュでもある。国に頼るのは情けないが、何とかこれをストップできないか。たとえば、この計画を1度出すだけではなく何度か検証して提出する事を義務付けるなど、この計画の本来の目的が達成できるようにしていただきたいかがか。⇒自治体内で頑張ってもらいたい。

公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充として、新規でユニバーサルデザイン化事業として財政力に応じて30～50%の交付税措置をする。現在の一律30%から拡充し財政力に応じて30-50%になった。

- 公共施設最適化事業債を活用した取り組み事例の紹介があった。茅ヶ崎市でも活用できるか否か検討すべきであると思った。
- 11:10-11:40静岡市のアセットマネジメントについて静岡市企画局アセットマネジメント7推進課参与兼課長補佐より説明があった。まず、市民配付資料が見やすい、わかり易いと感じた。「ないものねだり」から「あるものさがし」へ整備と活用についての戦略。PRE戦略とは、公的不動産戦略の事で、自治体が所有する不動産について、公共・公益的な目的を踏まえつつ、適切で効率的な管理・運用を推進する事。新たに整備をするのではなくあるものを活用する事。公共施設の利用者モデルを探るためにアンケートを取った。回収率は46パーセントで高かった=関心が高い。それによると日常生活で公共施設を利用しない人の割合は約80%で、調査結果から公共施設を利用しているのは偏った方だという事が分かった。総合計画・行革・財政と連携して行っている。施設カルテは個々の施設の実態調査のみならず、同種同類施設での相対的評価を実施して二元分析をしている。総合計画期間とリンクした公表用の個別施設計画を策定することからアセットマネジメントアクションプランを策定した。

みんなで考える静岡の未来とした静岡市のアセットマネジメント計画がある。茅ヶ崎

市でも作るべきである。次世代につなぐまちについて考えようとしていたわかり易い。

- 13:00-14:00 会計検査院の仕組みと2016年、17年報告の中の主な自治体関係調査結果について

監査の課題として各自治体の中に監査ノウハウが蓄積されていない事は問題である。

監査事務局は職員移動をするためノウハウが蓄積されにくい。

監査結果についての説明で最も印象的だったのは、総合評価方式による入札には適用できない最低制限価格制度を誤って適用して、最低制限価格を設定していた事例が2301件(全453%)もあったこと、また、価格その他の条件が最も有利なものが誤って設定された最低制限価格により失格として排除されていないかを確認したら640件(10%弱)もあったことである。注意して議案書をチェックしなくてはならないと感じた。会計検査院は、国会及び裁判所に属さず、内閣からも得率下憲法上の機関として国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように感得する職責を果たしている。(憲法90条)検査院の検査官は任期7年。内閣の同意が必要。職員は1200人強で出先機関なしで地方にも全て出向いて仕事をしている。HPからの情報は大切に活用している。臨時検査と通常検査があるが検査するか否かは会計検査院の判断任せられており、するかしないか等の回答はしない。検査対象は国が直接又は間接に補助金などを交付し又は貸付金などの財政援助を与えているものの会計については検査対象とすることとなっているので、全ての地方自治体は検査対象であり、国から補助金をもらっている事業だけでなく単費事業についても検査は可能としている。会計検査院は国民からの情報は歓迎していると聞いた。疑義がある地方自治体の税金の使い方について国の補助金が入っていない市単独事業であっても検査対象であると聞いて身近な存在だと感じた。

- 14:10-16:20 公文書管理法の現状と課題と自治体条例制定の現状と課題

公文書は主権者のもの。民主主義の根幹をなすもの。国会で今問題となっているモリカケ問題で安倍首相は首相官邸へ出入り記録はないと言っているがそんなわけがない。追及していると参加した衆議院議員より話を聞いた。情報公開の質が高まると政府活動の質・適正性も高まるという関係にあることから、前向きに公文書管理の適正化を進め情報公開も進めることは有権者の信頼を得ることにつながる所以で進めるべきである。一部事業組合・広域連合の62.4%で情報公開条例を制定済み。ただし条例の内容にはばらつきがある状況である。業務委託の場合は業務委託の仕様書に議事録作成を入れるべき。公文書管理制度の現状は条例制定済みの自治体はごく少数。2017年10月段階で21団体。公文書の一般的な定義としては①職員が職務上作成・取得した文書(媒体は問わない)。②組織的に用いるもの。③行政機関が保有しているもの。としている。公文書管理のこうじょうのながれがある。自治体はこの流れに沿って管理を向上させるべきではないかと思った。ただ管理しているだけではだめだという話も合った。管理する理由は、保存されている文書は組織として利用・活用するために

あるので文書の利活用を想定した管理となっていないなくてはならない。そうでなくては使えことが出来ない。条例化の必要性の理由として、公文書を管理し情報公開をすることによって知る権利の保障に重要な影響を与える事があげられる。議員・議会が取り組むべき課題として①公文書の定義が十分か②文書の保存期間の設定の考え方、基準③文書保存の単位④文書の廃棄、移管の手順⑤歴史文書の保管・利用の受け皿⑥新たな課題である何を公文書とするのかメールなどへの対応が必要である。

<振り返って>

参加する事で多くの国会議員、他地方議員と知り合えることが出来た。また会場となった衆議院第一議員会館には初めて入って広さ、設備、警備の厳戒さに驚いた。日常的に話を聞くことがなかった会計検査院の説明など直接聞くことが出来た事は意義があった。今後の議員活動に活用して参りたい。